

令和3年度

第4次東大阪市男女共同参画推進計画施策評価

第4次東大阪市男女共同参画推進計画評価方法について以下に示す。

【担当所属（室・課）が、施策内容に関する事業を実施したかどうかについて】

○施策内容に関して事業を実施した場合

→ 「事業実施」欄に「実施」と記入。

●男女共同参画の視点をもって事業を実施できた場合

→ 「男女視点」欄に「有」

■どの程度男女共同参画の視点をもって事業を実施できたかを★3段階で評価

→ 「R3進捗度」欄に3段階で★を記入

<事業所管課から見た事業の進捗度>

[★★★] 目標どおり～目標を超えて男女共同参画の視点をもって実施した。

[★★] 目標には達していないが、男女共同参画の視点をもって実施した。

[★] 目標に達せず、あまり男女共同参画の視点をもって実施できなかった。

●男女共同参画の視点をもって事業を実施できなかった場合

→ 「男女視点」欄に「無」

■「R3進捗度」欄について以下のとおり。

→ 「R3進捗度」欄に「－」を記入

<事業所管課から見た事業の進捗度>

[－] 男女共同参画の視点をもって実施できなかった。

○事業を実施していない場合

→ 「事業実施欄」に「未実施」と記入

→ 「男女視点」欄に「－」と記入

→ 「R3進捗度」欄に「評価なし」と記入

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

全体

基本方針	基本方向	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
1	1	①	1	ワーク・ライフ・バランスの重要性について市民や事業所に広報・啓発します	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の発行、配布	企業啓発冊子「企業はいま・・・」を発行し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布する。	「企業はいま・・・」を配布し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知。	1,000冊作成（R2年度予算）し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布。また、Web上でも閲覧できるようにした。	実施	有	★★★	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の発行・配布を通して、今後もワーク・ライフ・バランスの重要性の周知に努める。	「企業はいま・・・」を作成・配布し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知する。		労働雇用政策室
1	1	①	1	ワーク・ライフ・バランスの重要性について市民や事業所に広報・啓発します	市政だより啓発記事（市政だより）	毎年10月1日の市政だより「ワーク・ライフ・バランス」に関する特集記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりにより啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。	実施	有	★★★	男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスが実現できるように、引き続き市政だよりに限らずあらゆる媒体を利用して広報していく。	1回/年 市政だより等へ掲載		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	1	ダイバーシティの重要性を認識し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方に取り組む市内中小企業を表彰します	CSR経営表彰事業	市内に所在する中小企業の事業所で、財務面で良好な経営を行っているとともに地域や社会における企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）をも果たしている企業を表彰する。	「人権・労働」分野にて表彰する。	より多くの方に知っていただいた表彰制度となるように事業の見直しを審査委員会において検討した。（表彰は実施せず。）	未実施	—	評価なし			令和3年度で事業終了	産業総務課
1	1	①	2	3	メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます	職員相談事業	労働安全衛生法の規定に基づき、職員の健康の保持増進に資するため、職員に対する産業医等による心身の健康相談を実施するもの。	・男女共同参画の視点も含めた産業医等によるメンタルヘルスに関する相談の実施及び外部機関への委託による外部相談窓口を設置しているところであり、引き続き事業の推進に努める。また、庁内イントラネット等を活用して、職員に対して当該事業の周知に努める。 ・管理職員等を対象とした産業カウンセラーによるメンタルヘルスに関する研修会を実施し、男女共同参画の視点も含めた健康管理の必要性について働きかける。	実施	有	★★★	男女共同参画の視点も含めた事業の実施について継続しており、今後も、各種ハラスメントやワーク・ライフ・バランスに関する対策について推進していく。	・男女共同参画の視点も含めた産業医等によるメンタルヘルスに関する相談の実施及び外部機関への委託による外部相談窓口を設置しているところであり、引き続き事業の推進に努める。また、庁内イントラネット等を活用して、職員に対して当該事業の周知に努める。 ・管理職員等を対象とした産業カウンセラーによるメンタルヘルスに関する研修会を実施し、男女共同参画の視点も含めた健康管理の必要性について働きかける。		職員課
1	1	①	2	3	メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます	男女共同参画センター相談事業 男女共同参画センター講座	女性社会保険労務士による労働相談 男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」	男女共同参画センターでの労働相談の実施	男女共同参画センター・イコームにおいて労働相談を月1回実施。いこう！らむカレッジにおいて、よりよい人間関係のための講座を行った。	実施	有	★★	継続して実施していく。今後もチラシや市政だより、ウェブサイト、男女共同参画をめざす情報紙「HOW」等にて広報する。	労働相談の実施、相談事業の更なる周知	多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	4	就労場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発を行うとともに、ハラスメント防止にかかる法改正情報を周知徹底し、事業所における取組を促進します	研修事業	セクシュアル・ハラスメントの発生を防止するための研修を実施する。	セクシュアル・ハラスメントの発生を防止するため新規採用職員研修でセクシュアル・ハラスメント防止の研修を実施する。	実施	有	★★★	職場におけるセクシュアル・ハラスメントと合わせてマタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの発生防止と、発生した場合の対応の方法についての知識の習得につながる研修を実施することができた。	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントの発生を防止を図るため、新規採用職員研修でハラスメント防止の研修を実施する。		人事課
1	1	①	2	4	就労場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発を行うとともに、ハラスメント防止にかかる法改正情報を周知徹底し、事業所における取組を促進します	人権啓発ビデオ・DVDの貸し出し	教育機関や企業内での研修のため、人権啓発ビデオ・DVDの貸し出しを行う。	年間利用件数10件	4件貸し出し済	実施	有	★	利用件数が目標に達するよう周知に努める。	年間利用件数10件。	労働雇用政策室
1	1	①	2	4	就労場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発を行うとともに、ハラスメント防止にかかる法改正情報を周知徹底し、事業所における取組を促進します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催 「いこう！らむ塾（起業入門）」 「支援職が元気になる講座」	ハラスメントに関する講座の実施	支援職が元気になる講座の実施。「介護の職場で起こるハラスメントを防ぐ」講座を実施し、ハラスメント防止対策等について学ぶことができた。	実施	有	★★	参加者の満足度は高かったものの、定員20名のうち申込13名参加9名となった。事業者へ向けて広報も行ったが、当日参加者が少なかったため、さらに周知を行う。	ハラスメントに関する講座の実施	多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課	
1	1	①	2	5	就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供します	研修事業	研修で就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供する。	研修で就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供する。	新規採用職員研修において、「職場におけるハラスメント防止・相談ハンドブック」を配布し、相談窓口の情報を提供できた。	実施	有	★★★	引き続き、研修で就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供する。	新規採用職員研修において、「職場におけるハラスメント防止・相談ハンドブック」を配布し、相談窓口の情報を提供する。		人事課
1	1	①	2	5	就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供します	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の発行、配布	企業啓発冊子「企業はいま・・・」を発行し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布する。	「企業はいま・・・」を配布し、ハラスメント及び相談窓口について啓発。	1,000冊作成（R2年度予算）、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布。また、Web上でも閲覧できるようにした。	実施	有	★★★	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の発行・配布を通して、今後もハラスメント及び相談窓口について啓発に努める。	「企業はいま・・・」を作成・配布し、ハラスメント及び相談窓口について啓発する。		労働雇用政策室
1	1	①	2	5	就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供します	男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」	男女共同参画社会をめぐす情報紙HOWに相談窓口情報を掲載	男女共同参画センターの相談事業に関する広報の実施	情報紙HOWを作成し、市政だよりと同時配布および市の関連施設などに配布	実施	有	★★★	情報紙等を活用し、継続して広報する。	情報紙HOWへ相談窓口情報を掲載し、広く配布する。		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	6	事業所が行う研修に対し、講師の紹介や啓発ビデオなど機材の貸し出しを実施します	人権啓発ビデオ・DVDの貸し出し	教育機関や企業内での研修のため、ハラスメントに関するビデオ・DVDの貸し出しを行う。	年間利用件数10件	4件貸し出し済	実施	有	★	利用件数が目標に達するよう周知に努める。	年間利用件数10件。		労働雇用政策室
1	1	①	2	6	事業所が行う研修に対し、講師の紹介や啓発ビデオなど機材の貸し出しを実施します	男女共同参画センター情報資料室事業	国・大阪府・各地方公共団体からの提供資料及び必要に応じて購入した書籍・資料を男女共同参画センターの情報資料室で保管するとともに、市民や関係者に閲覧・貸出を実施している。	年間貸出冊数800件以上	令和3年貸し出し件数647件（4/25～6/20まで新型コロナウイルス感染拡大防止のため休室）	実施	有	★★	新型コロナウイルスの影響もあり、目標を達成出来なかったため、貸出数増加を目指し取り組む。	年間貸出冊数800件以上		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	6	事業所が行う研修に対し、講師の紹介や啓発ビデオなど機材の貸し出しを実施します	出前講座	人権研修の依頼を受け、市民グループ・市内企業・学校園等に対して研修講師の派遣、または研修用視聴覚教材の貸出	研修実施時には、毎回「ジェンダー」「女性の権利」の内容を盛り込んだ講義をする。	市内企業の人権研修に講師派遣した5回全てで実施済。	実施	有	★★★	常に男女共同参画の視点を持ち、時代と共に変化する人権課題を発信できるよう、講義内容や視聴覚教材の見直しを行う。	引き続き、研修実施時には、毎回「ジェンダー」「女性の権利」の内容を盛り込んだ講義をする。		人権啓発課
1	1	②	3	7	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発	男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発に努める。	男性職員について1～2週間の比較的短期的育児休業を活用するなど、積極的に育児参加することについて特定事業主行動計画検討委員会（事務局）より周知を行った。男性職員の育児休業取得人数は令和2年度に初めて10人を超え、令和3年度においては19人が取得した。	実施	有	★★★	男性職員の育児休業取得人数は令和3年度に19人が取得し、令和4年度においてもすでに15人を超え、昨年度の実績を上回る勢いである。今後は、1ヵ月以上の育児休業を取得する男性職員をいかに増やしていくのが課題である。	男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発に努める。		人事課
1	1	②	3	7	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	①労政ニュースの発行 ②シニア＆マザーズ雇用促進活性化事業（東大阪商工会議所補助事業）	①1月1回、労政ニュースを発行し、事業所あてにファックス送信している。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催	育児・介護休業制度に関する情報を提供する。	令和3年6月3日、「多様な人材が企業成長を導く！マザーズやシニアが活躍できる就労環境セミナー」を開催。（参加者数：25名）	実施	有	★★	今後も労政ニュースやシニア＆マザーズ雇用促進活性化事業（東大阪商工会議所補助事業）において、育児・介護休業制度に関する情報を提供する。	育児・介護休業制度に関する情報を提供する。		労働雇用政策室
1	1	②	3	7	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	市政だより啓発記事（市政だより）	毎年10月1日号の市政だよりにより「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりにより啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。	実施	有	★★★	継続して実施。	1回/年 市政だより等へ掲載		多文化共生・男女共同参画課
1	1	②	3	8	次世代育成支援対策推進法の周知と、中小企業における「一般事業主行動計画」策定に向けての情報を提供します	①労政ニュースの発行 ②シニア＆マザーズ雇用促進活性化事業（東大阪商工会議所補助事業）	①1月1回、労政ニュースを発行し、事業所あてにファックス送信している。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催	次世代育成支援対策推進法・一般事業主行動計画の情報を提供する。	令和3年6月3日、「多様な人材が企業成長を導く！マザーズやシニアが活躍できる就労環境セミナー」を開催。（参加者数：25名）	実施	有	★★	今後も労政ニュースやシニア＆マザーズ雇用促進活性化事業（東大阪商工会議所補助事業）において、次世代育成支援対策推進法・一般事業主行動計画の情報を提供する。	次世代育成支援対策推進法・一般事業主行動計画の情報を提供する。		労働雇用政策室
1	1	②	3	8	次世代育成支援対策推進法の周知と、中小企業における「一般事業主行動計画」策定に向けての情報を提供します	市政だより啓発記事（市政だより）	毎年10月1日号の市政だよりにより「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりにより啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。	実施	有	★★	市政だよりにより掲載し啓発を行うことができた。より広く発信できるよう検討する。	1回/年 市政だより等へ掲載		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課	
1	1	②	3	9	「特定事業主行動計画」に基づく市職員における両立支援を推進します	特定事業主行動計画推進事業	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、職員の仕事と家庭の両立等に関する目標および目標達成のために講じる措置の内容等を記載した特定事業主行動計画を推進していくもの。	職員の子育てと仕事の両立を支援する環境整備を推進するため、妊娠・出産時及び子育て支援にかかる制度について年2回全所属あて通知し、制度の周知を図る。 また、男性の育児休業経験者およびその所属長の体験談をとりまとめ、庁内イントラネット等を活用して周知し、性別に関係なく育児休業を取得しやすい風土の醸成を図る。	実施	有	★★★	男女共同参画の視点も含めた事業の実施について継続しており、今後も、特定事業主行動計画に沿って子育て支援について推進していく。	職員の子育てと仕事の両立を支援する環境整備を推進するため、妊娠・出産時及び子育て支援にかかる制度について年2回全所属あて通知し、制度の周知を図る。 また、男性の育児休業経験者およびその所属長の体験談をとりまとめ、庁内イントラネット等を活用して周知し、性別に関係なく育児休業を取得しやすい風土の醸成を図る。		職員課	
1	1	②	4	10	「子ども・子育て支援事業計画」の中で、仕事と家庭生活の両立に向けての取組を推進します	子ども・子育て支援事業計画の推進	令和元年度に策定した第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画において、「すべての子どもに良質な成育環境を保障」「すべての子どもがすこやかに成長するための支援」を基本的な考えとし、令和2年度から令和6年度において本計画に関わる事業の実施を推し進めるもの。	令和2年3月に策定した、第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に基づき、すべての子どもがより良質な成育環境ですこやかに成長するための支援に努めたい。	・令和3年度は東大阪市子ども・子育て会議を3回開催した。 ・東大阪市子ども・子育て支援事業計画を総合的に推進するため、各年度ごとに事業の実施状況を把握し、東大阪市子ども・子育て会議や庁内のワーキングチーム等において、計画進行の確認や課題の検討などを行い、それらをもとに関係各課や関係機関に働きかけていくことで、本市における子どもに対する支援施策を総合的・計画的に推進することを図っている。	実施	有	★★★	引き続き第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に基づき、すべての子どもがより良質な成育環境ですこやかに成長するための支援に努めていく。	令和2年3月に策定した、第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に基づき、すべての子どもがより良質な成育環境ですこやかに成長するための支援に努めたい。		子ども家庭課
1	1	②	5	11	相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害者を介護する家族への支援を充実し、介護離職の防止に努めます	家族介護教室の開催・介護者リフレッシュ事業	家族介護教室:高齢者等の介護に携わっている家族の介護負担の軽減等を目的に地域包括支援センターで実施 介護者リフレッシュ事業:認知症高齢者等の介護者を対象に、介護技術や支援サービス等の情報提供や介護疲れを癒すもの	家族介護教室:開催回数145回 介護者リフレッシュ事業:介護者のつどい開催	実施	有	★★	新型コロナウイルス感染状況に配慮しながら、新しい生活様式に沿った実施方法を検討していく。	家族介護教室:開催回数110回 介護者リフレッシュ事業:介護者のつどい開催		地域包括ケア推進課	
1	1	②	5	11	相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害者を介護する家族への支援を充実し、介護離職の防止に努めます	福祉サービスの供給確保と質の向上	サービスの供給量の確保、医療的ケアや強度行動障害に対応した支援、福祉人材の確保等	居宅介護（ホームヘルプ）サービスについての見込み量（月あたり） 利用者数498人 利用時間9,790時間	実施	有	★★	特に重度の障害がある方の支援について、専門技術を有する人材が不足し、ヘルパーの確保が難しい場合がある。	福祉人材の確保は、障害福祉全体に共通する課題であり、自立支援協議会専門会議等で検討を行う。		障害施策推進課	
1	1	③	6	12	様々な場面で女性の積極的な発言力、多様な媒体を活用した発信力、行動力などが身につく実践的な講座を提供します	男女共同参画センター講座 指定管理者自主事業	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催「いこう！らむ塾（起業入門）」指定管理者自主事業「女性のためのキャリアカウンセリング」	主に女性が「イコーム」される実践的講座を実施 ファイナンシャルプランナーによる講座を年4回開催。女性が自信の強みを見つけ、必要な知識を学び、起業にチャレンジする力を身につける実践的な講座を提供してきた。定員20名申込31名。「女性のためのキャリアカウンセリング」2日間実施。	実施	有	★★★	継続して、実施する。	主に女性が「イコーム」される実践的講座を実施		多文化共生・男女共同参画課	
1	1	③	6	13	セミナーやイベントの企画・運営などの実践的な活動を通して、経験の蓄積と女性のネットワークを支援します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾（起業入門）」	主に女性が「イコーム」される実践的講座を実施 ファイナンシャルプランナーによる講座を年4回開催。起業にチャレンジする力を身につけ、講師や参加者との交流を通してネットワークづくりに繋げられる講座を開催した。定員20名申込31名。	実施	有	★★★	継続して、実施する。	主に女性が「イコーム」される実践的講座を実施		多文化共生・男女共同参画課	
1	1	③	7	14	働く、学ぶ、交流するなど、様々なチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通じて情報提供をします	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾（地域貢献）」	女性と仕事について考え、働き方やチャレンジの方法を探る講座を実施し、交流の機会や情報について提供する 女性が自分自身の強みをみつけ、チャレンジする力を身につけるような講座を開催。地域貢献セミナーでは、女性が性別役割にとらわれず地域活動にチャレンジするきっかけづくりになる情報を提供できた。	実施	有	★★	継続して講座を実施する。多様な媒体で情報を提供できるように検討する。	女性と仕事について考え、働き方やチャレンジの方法を探る講座を実施し、交流の機会や情報について提供する		多文化共生・男女共同参画課	

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
1	1	③	7	15	働く女性のための講座や、再就職を希望する女性のための講座などを開催します	就活応援窓口事業	就活ファクトリー東大阪において、39歳以下の若者及び女性（年齢不問）を対象とし、キャリアカウンセリングやセミナーを通じて、就労を支援する。	女性向けの就労支援のセミナーを開催する。	復職及び再就職を目指す女性対象の就労支援のセミナーを実施した。 (セミナー開催数：23回、参加者数：166名)	実施	有	★★★	今後も復職及び再就職を目指す女性対象の就労支援のセミナーを実施する。	女性向けの就労支援のセミナーを開催する。		労働雇用政策室
1	1	③	7	15	働く女性のための講座や、再就職を希望する女性のための講座などを開催します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾（起業入門）」	働く女性や再就職を希望する女性に向けた講座を開催した。	東大阪市創業支援事業計画における、認定連携創業支援等事業の位置づけで、女性の起業支援として講座を実施した。	実施	有	★★★	次年度も継続して、女性の起業支援となる講座を実施する。	働く女性や再就職を希望する女性に向けた講座を開催		多文化共生・男女共同参画課
1	1	③	7	16	起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します	創業支援等事業	市と創業支援等事業に実績のある東大阪商工会議所、日本政策金融公庫東大阪支店をはじめ、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構などの認定連携創業支援等事業者と協働し、創業相談窓口や創業セミナーの開催などを実施するもの。	認定連携創業支援等事業者と協働し、いこう！らむ塾（女性向け創業入門セミナー）と女性向け創業塾（セミナー）を開催した。	実施	有	★★★	認定連携創業支援等事業者と連携を回り、周知につとめる。	女性のための起業支援や活躍機会の拡充		産業総務課	
1	1	③	7	16	起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾（起業入門）」「いこう！らむ塾（地域貢献）」	講座の実施	いこう！らむ塾において、起業したい女性や地域活動に参加したい女性に向けた講座を開催した。	実施	有	★★★	次年度も継続して、女性の起業支援となる講座を実施する。	講座の実施し、利用者の増加を目指す		多文化共生・男女共同参画課
1	2	④	8	17	委員が一方の性別に偏った審議会などを解消し、一方の性別の委員が40%以上の比率を占めるよう、選考基準の見直しを行い改選の際に少ない方の性別の委員を登用します	審議会等への女性の参画推進	行政運営に女性の意見を反映させ、男女共同参画社会の実現に資するため、審議会等の委員への女性の参画を積極的に推進する。	女性委員の参画率40パーセント以上を維持する。	市全体の審議会等への女性委員の参画率は、令和3年4月1日現在で31.7%だった。審議会所管課が関係団体に委員推薦依頼をする際、「参画促進依頼文」を添えていただく等、参画率向上に対する取り組みへの協力を引き続き求めている。	実施	有	★★★	引き続き40%を目指して全庁的な取り組みを促進する。	女性委員の参画率40パーセント以上を維持する。		多文化共生・男女共同参画課
1	2	④	8	18	地域や様々な分野で活躍する女性委員候補者の情報を収集します	審議会等への女性の参画推進	行政運営に女性の意見を反映させ、男女共同参画社会の実現に資するため、審議会等の委員への女性の参画を積極的に推進する。	女性委員候補者の情報収集の実施	審議会等への女性委員の参画状況調べにおいて把握した女性委員について、情報の整理を行った。	実施	有	★★	引き続き女性委員候補者の情報収集を行う。	女性委員候補者の情報収集の実施		多文化共生・男女共同参画課
1	2	⑤	9	19	「特定事業主行動計画」に沿って、計画的に女性管理職の登用を促進します	女性職員活躍推進	男女共同参画社会の推進に向け、女性職員の管理職への登用を図る。	課長職に昇任するための前提として先ず総括主幹職の女性割合を向上させる必要があり、総括主幹職以上に占める女性職員の割合（平成31年4月21.4%）の向上を目標に取組を進める。令和3年度は23%を目標とする。	総括主幹職以上に占める女性職員の割合は、令和3年4月1日現在で22.5%だった。令和3年度中に、特定事業主行動計画（後期計画）の「女性職員の活躍推進」に基づく取り組みとして、管理職との座談会等を実施した。	実施	有	★★	引き続き特定事業主行動計画（後期計画）の「女性職員の活躍推進」に基づく、新たな取組（研修や多様な勤務制度）について検討し、効果的な施策を企画・実施していく。	課長職に昇任するための前提として先ず総括主幹職の女性割合を向上させる必要があり、総括主幹職以上に占める女性職員の割合（平成31年4月21.4%）の向上を目標に取組を進める。令和4年度は24%を目標とする。		人事課
1	2	⑤	9	20	市立学校の管理職選考への女性の受検を促進し、計画的に登用の促進を図ります	啓発活動	学校ヒアリング等で学校長から状況を把握し、指導助言を通して、より計画的な登用を図っていく。	全受験者数に対し、女性の受検率をそれぞれ、校長25.7%、教頭15%、指導主事25.5%を超える。（現職の女性率）	受験者に対する女性率は校長選考18.8%（3名）、教頭選考13.3%（2名）指導主事選考27.2%（3名）であった。指導主事のみ目標達成。	実施	有	★	引き続き女性の管理職選考への受検を促進していくよう学校長に働きかけていく。	全受験者数に対し、女性の受検率をそれぞれ、校長23.7%、教頭14.1%、指導主事19.6%を超える。（令和4年度現在の女性率を超える指標）		教職員課
1	2	⑤	9	21	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努めます	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	個々の能力と適性を十分に見極めながら、男女の比率が大きく偏らないような職員配置を進めた。	実施	有	★★★	引き続き個々の能力と適性を十分に見極めながら、男女の比率が大きく偏らないような職員配置を進める。	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。		人事課
1	2	⑤	9	22	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するために、助言・支援の仕組みをつくります	研修事業	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修を実施する。	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修を実施する。	女性職員の自己啓発、キャリア形成を支援するため、女性職員を対象とした研修を実施し、他団体主催の講座へ職員を派遣した。	実施	有	★★★	引き続き、女性職員の自己啓発、キャリア形成を支援するため、女性職員を対象とした研修を実施し、他団体主催の講座へ職員を派遣する。	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修を実施する。		人事課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
1	2	⑤	9	22	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するために、助言・支援の仕組みをつくります	情報提供	男女共同参画センターの講座及び市の内外を問わず、関係する講座等を積極的に情報提供する。	関係部署へ情報提供を実施	男女共同参画センターで開催する講座において、関係部署へ情報提供を行った。	実施	有	★	講座についての情報提供にとどまらず、助言や仕組みづくりについて検討していく。	関係部署への情報提供を実施		多文化共生・男女共同参画課
1	2	⑥	10	23	地域における女性の積極的登用が進むよう、広報や講座を通じて、自治会などの地域団体への啓発を進めます	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾（地域貢献）」	地域における男女共同参画の理解を深める講座の実施	地域における女性の力を学び、女性が性的役割にとらわれず、地域活動に参加できるきっかけをつくる講座を実施した。	実施	有	★★★	今後も視野を広げられるような講座を実施していく。	地域における男女共同参画の理解を深める講座の実施		多文化共生・男女共同参画課
1	2	⑥	10	23	地域における女性の積極的登用が進むよう、広報や講座を通じて、自治会などの地域団体への啓発を進めます	女性消防団員の入団促進	性別にかかわらず消防員としての活動がしやすい環境づくりや処遇（報酬等）の改善を行うとともに、広報啓発隊による火災予防のための広報や応急手当普及啓発活動を実施し、女性の入団促進を図る。	・「休団制度」の導入 ・「広報啓発隊」の発足 ・広報活動や応急手当普及啓発等の実施 ・本市消防団員に占める女性の割合を5%とする。	・環境の変化（介護、育児、転勤等）に伴う退団への対策として、団員の身分を保持したまま消防団員としての活動を一定期間行わないこととすることができる「休団制度」を導入した。 ・「広報啓発隊」を発足したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりイベント等が中止となり、活動予定は未定。 ・令和4年4月1日現在の女性消防団員数は11人（本市消防団員の約2%）	実施	有	★★	本市消防団員中の女性消防団員の割合が約5%となるよう、市民への広報活動や応急手当普及啓発活動を実施する。	・広報活動や応急手当普及啓発等の実施 ・本市消防団員に占める女性の割合を5%とする。		消防局総務課
1	2	⑦	11	24	リーダー役割を担う女性の人材を養成するための講座の開催や女性が交流しネットワークを広げるための機会を設けます	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」「いこう！らむ塾」	女性がエンパワメントする講座の実施	男女共同参画センターでは、女性がエンパワメントする講座を実施する。講座終了後には必要に応じて、参加者がネットワークづくりに取り組みやすいよう、グループ立ち上げに関する情報提供や、アドバイスを積極的に実施する。	実施	有	★★★	今後も継続して実施する。	女性がエンパワメントする講座の実施		多文化共生・男女共同参画課
1	2	⑦	11	25	近隣の大学と連携して、学生との協働による講座の開催など女性リーダーの育成を図ります	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。	近隣の大学と連携した講座等の実施	近隣の大学とは「男女共同参画社会に向けてひとことメッセージ」の募集や男女共同参画記念のつどい、イコームフェスタ等のイベント等を通じて連携しているが、今年度は学生に向けた講座の実施には至らなかった。	実施	有	★	新型コロナウイルスの影響もあり、学生と連携した講座等の実施ができなかったため、今後は検討していく。	近隣の大学と連携した講座等の実施		多文化共生・男女共同参画課
1	3	⑧	12	26	市内事業所に向けて、労働関連法や制度の改正情報を随時発信し、法令順守の啓発を行います	労政ニュースの発行	月1回、労政ニュースを発行し、事業所あてにファックス送信している。	労政ニュースで、労働関連法や制度の改正情報を随時発信し、法令順守の啓発を行う。	労政ニュースで制度の改正情報等を発信した。	実施	有	★★	労政ニュースで制度の改正情報等を発信していく。	労政ニュースで、労働関連法や制度の改正情報を随時発信し、法令順守の啓発を行う。		労働雇用政策室
1	3	⑧	13	27	市内事業所が、女性活躍推進法に基づく取組を促進するために法律の趣旨や助成金情報等を積極的に発信します	①労政ニュースの発行 ②シニア＆マザーズ雇用促進活性化事業（東大阪商工会議所補助事業）	①月1回、労政ニュースを発行し、事業所あてにファックス送信している。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催	労政ニュースで、女性活躍推進法に関連する情報発信を行う。	令和3年6月3日、「多様な人材が企業成長を導く！マザーズやシニアが活躍できる就労環境セミナー」を開催。（参加者数：25名）	実施	有	★★	今後も労政ニュースやシニア＆マザーズ雇用促進活性化事業（東大阪商工会議所補助事業）において、女性活躍推進法に関連する情報発信を行う。	労政ニュースやシニア＆マザーズ雇用促進活性化事業（東大阪商工会議所補助事業）において、女性活躍推進法に関連する情報発信を行う。		労働雇用政策室
1	3	⑧	13	27	市内事業所が、女性活躍推進法に基づく取組を促進するために法律の趣旨や助成金情報等を積極的に発信します	市政だより啓発記事（市政だより）	毎年10月1日号の市政だより「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりに啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。	実施	有	★★	市政だよりの他、啓発する方法を検討していく。	1回/年 市政だより等へ掲載		多文化共生・男女共同参画課
1	3	⑨	14	28	女性の活躍推進に積極的に取り組む一般事業主に対して、公共調達における公正性及び経済性を確保しつつ、受注機会増大につながる手段を検討します	女性の活躍推進に積極的に取り組む一般事業主に対して、公共調達における公正性及び経済性を確保しつつ、受注機会増大につながる手段を検討する事業	-	-	実施実績なし	未実施	-	評価なし 公共調達における公正性の確保を維持しつつ計画を推進する方法を模索している。	他市の状況を参考にしながら、引き続き取組方法を検討していく。		契約課	
1	3	⑨	14	29	女性が活躍できる職場づくりに取り組む市内中小企業を表彰します	C/S R経営表彰事業	市内に所在する中小企業の事業所で、財務面で良好な経営を行っているとともに地域や社会における企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）をも果たしている企業を表彰する。	「人権・労働」分野により多くの方に向けていたる表彰制度となるように事業の見直しを審査委員会において検討した。（表彰は実施せず。）		未実施	-	評価なし		令和3年度で事業終了		産業総務課
1	3	⑨	15	30	女性活躍に取り組むモデル事業等の情報を発信して市内事業所における取組を促進します	男女共同参画センター主催事業 男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座、イベント開催。	女性活躍にかかる情報の発信	記念のつどいにおいて、自身が起業し活躍されている講師による講演を開催。HOWに、理系分野で活躍する学生のインタビューを掲載したが、モデル事業所の発信には至らなかった。	実施	有	★★	女性活躍にかかる情報の発信について検討していく。	女性活躍にかかる情報の発信		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
I	3	⑩	16	31	職場体験など職業に関する学習機会を充実します	キャリア教育推進事業	モノづくり体験、工場見学、職業講話、職場体験の実施	NPOや地域企業と連携した職業に関する学習機会の推進	モノづくり体験教室参加児童29校4105人を予定。	実施	有	★★	継続実施	NPOや地域企業と連携した職業に関する学習機会の推進		学校教育推進室
I	3	⑩	16	32	性別にかかわらず将来のモノづくり分野を担う人材の育成をめざした取組を推進します	①モノづくり支援室教育支援事業 ②少年少女発明クラブ	①NPO及び市内企業の協力により、市内小学校においてモノづくり体験教室を実施し、次代を担う子どもたちにモノづくりの楽しさを体験してもらい、将来の東大阪を担う人材の育成を行う ②(公社)発明協会の支援のもと次代を担う青少年を対象とし、創作の楽しさを体得させ、科学的な考え方を養い、創造性豊かな人間形成を図る	①参加児童数 4,000人 ②参加児童数 576人	①目標達成見込み：4,105人 ②参加児童数：204人(緊急事態宣言期間中は活動を中止した)	実施	有	★★	①引き続き、モノづくり人材の育成を進めていく	①参加児童数 4000人 ②参加児童数 326人		モノづくり支援室
I	3	⑩	16	33	性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導やキャリア教育を実施します	キャリア教育推進事業	性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導、キャリア教育、教職員の研修、担当者会議の実施	教職員対象の研修や進路指導担当者会議を通じて性別にとらわれない進路指導、キャリア教育を推進する。	教職員対象のキャリア教育研修を実施、進路指導担当者会議の予定	実施	有	★★	継続実施	教職員対象のキャリア教育研修を実施、進路指導担当者会議の予定		学校教育推進室
I	3	⑩	16	34	モノづくり分野で活躍する女性と交流する機会の提供など、多様な分野の職業への関心を高める取組を実施します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」	モノづくり等に取組む事業所や人材等の情報発信	令和3年度は地元で農業に従事する女性を講師にむかえ、モノづくりのおもしろさを伝える講座を行った。	実施	有	★★	今後も継続して実施する。	モノづくり等に取組む事業所や人材等の情報発信		多文化共生・男女共同参画課
I	3	⑩	17	35	理系分野への関心を高めるため、子どもが楽しく学べる体験講座を開催します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」「男性のための講座」	子どもが楽しく学べる講座の開催	「子どもの可能性を広げる！性別にとらわれない進路選択」を開催し、保護者や教員等に対しての講座を実施した。また、男性のための講座において、「親子あそびと子育て講座」を開催したが、理系分野の体験講座は開催できなかった。	実施	有	★★	子どもが楽しく学べる講座を企画し、理系分野に関心をもってもらえるような体験講座を実施する。	子どもが楽しく学べる講座の開催		多文化共生・男女共同参画課
I	3	⑩	17	36	理系分野で活躍する女性のロールモデルを紹介するなど、女性のチャレンジ意識の高揚を促します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「女性応援セミナー」	女性チャレンジ意識の高揚を促す講座の実施	男女共同参画センターでは女性のエンパワメント支援を目的に、根強い女性役割、母親役割への期待から女性自身が離れて、仕事に対するチャレンジも含めて自分らしい生き方と子育てをサポートする講座「女性応援セミナー」を実施。	実施	有	★★	今後も女性のチャレンジ意識を促すよう継続していくほか、ロールモデルを紹介できるような講座も検討する。	女性チャレンジ意識の高揚を促す講座の実施		多文化共生・男女共同参画課
II	4	⑪	18	37	思春期、成熟期、更年期、高齢期の健康支援のための情報や学習機会を充実します	女性の健康習慣 美ママ 親子で骨トレ	市政だよりにて女性の健康について啓発。 保健センターでも啓発コーナーを作り、掲示啓発を実施。 大学等のイベント時に子宮頸がん検診の啓発を実施。	新型コロナウイルス感染症にて大学等のイベントはすべて中止となった。 事業については感染状況に応じて可能な範囲で実施していく。 市政だよりや保健センター等での啓発の機会をとらえて啓発を実施していく。	ライフステージにおける女性の健康についての啓発を実施している。	実施	一	★★	コロナ禍においてもライフステージにおける女性の健康について啓発を実施する。	事業については感染状況に応じて可能な範囲で実施していく。 市政だよりや保健センター等での啓発の機会をとらえて啓発を実施していく。		健康づくり課
II	4	⑪	18	37	思春期、成熟期、更年期、高齢期の健康支援のための情報や学習機会を充実します	思春期保健対策事業	思春期における飲酒や喫煙、性感染症などは心身の健康に悪影響を与えることもあるので、思春期の段階で学校関係者と連携し、学校に向向いて医学的・保健知識の啓発を行う。	思春期保健対策事業の充実により、自身のからだや生き方の知識を得て、ライフプランを主体的に選び、決められる力を育む。	養護教諭と保健センター保健師との交流会を開催した。また、申し出があれば、学校に向向いての講座を開催予定だったが、コロナ禍のため実施なし。	実施	有	★★	コロナ禍のため、学校に向向いての講座が難しい状況であった。今後、オンライン等を使用した方法で講座が出来ないか、学校と相談し検討していく。	学校と連携し、オンライン等を使用した方法で思春期保健対策事業を検討		母子保健・感染症課
II	4	⑪	18	37	思春期、成熟期、更年期、高齢期の健康支援のための情報や学習機会を充実します	学校への情報提供	国、府などからの情報を活用できるよう、学校への情報提供を実施。	掲示物や情報誌等、学校への情報提供を行う。	年数回の大府からの情報誌の提供や、ポスター等の掲示物の迅速な提供ができています。	実施	有	★★★	引き続き情報提供や案内周知などを行っていく。	掲示物や情報誌等、学校への情報提供を行う。		学校教育推進室

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
II	4	㊸	20	44	乳幼児健診の必要性を周知し、受診率の向上に努めます。また、受診しない親子へのフォローを充実します	母子保健事業	保健センターでは、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児に対して健康診査を実施しており、内科診察・歯科診察・身体計測・歯科相談・心理発達相談・栄養相談・育児相談などを行っている。疾病、障害の早期発見と育児上の不安、悩みの相談、虐待の早期発見、予防を行う。	受診率の向上	妊娠期、乳児期早期から保健センターとのつながりがもてるよう、母子健康手帳交付時の面接時や、こんには赤ちゃん訪問時等、母子との接点がある毎に乳幼児健診の受診の必要性を啓発している。未受診者については状況把握に努めている。 受診率（令和3年4月～令和4年3月） 4か月児健康診査 98.0% 1歳6か月児健康診査 96.2% 3歳6か月児健康診査 98.4%	実施	有	★★★	継続し、乳幼児健診の受診の必要性を啓発し、未受診者については状況把握に努めていく。	受診率の向上		母子保健・感染症課
II	4	㊸	20	45	子育て世代包括支援センター事業を推進します	子育て世代包括支援センター事業	電話相談、未所相談、アウトリーチによる相談及び情報提供を実施し、適切な機関へつなぐ等、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施する。	相談時において、男女平等、人権尊重の視点に立った支援を実施する。	DVや虐待などの話しにくい内容についても、相談できる雰囲気づくりに努めた。	実施	有	★★	今後も個々の状況に合わせて相談しやすい雰囲気づくりを行っていく。	相談時において、男女平等、人権尊重の視点に立った支援を実施する。		施設給付課
II	4	㊸	20	45	子育て世代包括支援センター事業を推進します		妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施するため、全てに妊婦に対し母子手帳交付時面接を実施している。また、子育てについての相談にのり、関係機関と連携して支援を実施している。	母子手帳交付時面接の実施数	母子健康手帳交付時に、保健師又は助産師が全数面接を実施している。面接では、様々な母子保健サービスを紹介するとともに、育児の支援者の有無を確認し、男女が協力して子育てしていくようアドバイスしている。さらに支援者が得にくい場合は、産後ケア事業を紹介するなど、子育て困難感が強くないようサポートしている。また、妊娠期からの子育てガイド「すくすく☆トライ」にも、男性の育児参画の視点を盛り込み、啓発を行っている。また希望者には「父子健康手帳」を配布しており、ウェブサイトや市政だより、妊娠届出時に広報している。 (令和3年4月～令和4年3月) 母子健康手帳交付時の面接数3,127人	実施	有	★★★	母子健康手帳交付時の面接を継続していく。	母子手帳交付時面接を全数実施		母子保健・感染症課
II	4	㊸	20	46	不妊に悩む人への相談、情報提供を行います	男女共同参画センター相談事業	女性のための電話相談、面接相談	男女共同参画の視点に基づき、不妊に悩む人への相談をはじめとする女性の様々な悩みについて男女共同参画センター相談室にて応じるとともに、必要な情報を提供する。	女性のための電話相談、面接相談を実施した。 令和3年度相談件数2280件	実施	有	★★★	継続して実施する。調査・分析を行い、よりよい相談事業実施に努める。	必要な情報提供につとめる		多文化共生・男女共同参画課
II	4	㊸	20	46	不妊に悩む人への相談、情報提供を行います	不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊専門相談センターの周知や周りの方への理解を求める啓発を市政だよりやホームページでおこなっている。また、子どもの出生を望んでいにもかかわらず、特定不妊治療（体外受精や顕微授精）以外の治療法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されている夫婦に対し、治療費の一部助成を実施している。	制度の周知啓発	不妊治療の知識や治療費一部助成についての啓発のため、夫婦で一緒に基礎知識を学べるリーフレットを医療機関・保健センター・行政サービスセンター等に設置依頼した。また、令和3年1月より制度が変更（所得制限の撤廃、助成金額、助成回数の拡充され、事実婚の申請も可能）されたことを、ウェブサイトでも周知し、手引きも改訂した。 承認件数（令和3年4月～令和4年3月） 638件	実施	有	★★★	令和4年4月から不妊治療費が保険適応された。令和4年度においては、年度をまたぐ1回の治療についてのみ、助成対象となり、本事業については、令和4年度で終了予定である。変更については、ウェブサイトでも周知している。	制度や情報の周知啓発		母子保健・感染症課
II	4	㊸	21	47	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方にに基づき、すべての人が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し行使できるように啓発を行います	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「こころから講座」	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座の実施	生涯を通じた男女の健康増進を目的として、ライフステージに応じたこころからの変化を知り、その対処法を学ぶ講座を実施した。	実施	有	★★	参加者の満足度は高かったものの、定員20名のうち申込10名と、当日参加者が少なかったため、さらに周知を行う。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座の実施		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
II	4	⑬	21	47	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づき、すべての人が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し行使できるように啓発を行います	思春期保健対策事業	思春期における飲酒や喫煙、性感染症などは心身の健康に悪影響を与えることもあるので、思春期の段階で学校関係者と連携し、学校に向いて医学的・保健知識の啓発を行う。	思春期保健対策事業の充実により、自身のかだや生き方の知識を得て、ライフプランを主体的に選び、決められる力を育む。	養護教諭と保健センター保健師との交流会を開催予定。また、申し出があれば、学校に向いての講座を開催する。	実施	有	★★	コロナ禍のため、学校に向いての講座が難しい状況であった。今後、オンライン等を使用した方法で講座が出来ないか、学校と相談し検討していく。	学校と連携し、オンライン等を使用した方法で思春期保健対策事業を検討		母子保健・感染症課
II	4	⑬	22	48	子どもの発達段階に応じた副読本や指導教材の作成と活用、指導者の養成など性教育を充実します	校内研修の充実	国・府の参考資料等を各学校へ校内研修等で活用できるように周知。	大阪府の「性に関する指導」の周知	URLを周知予定	実施	有	★★	子どもの発達段階に応じた副読本や指導教材を活用した性教育の充実	校内研修等で活用できるような国・府の参考資料等を随時周知し、校内研修の充実を促す。		学校教育推進室
II	4	⑬	22	49	性教育への理解を深められるように情報提供などを行います	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「こころからだ講座」	性教育に関する講座の実施	生涯を通じた男女の健康増進を目的として、ライフステージに応じたこころからだの変化を知り、その対処法を学ぶ講座を実施した。	実施	有	★★	今後も継続して実施する。	性教育に関する講座の実施		多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑭	23	50	担当者や相談員がその言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します	DV対策事業	DV会議や、関係する研修に積極的に参加し相談員の資質向上を図る。	相談員や担当職員の資質の向上	今年度より配置された相談員や担当職員は令和3年度女性相談センター新任研修を受講。また、DV専門相談員や担当職員が、性犯罪・配偶者暴力等被害者支援のための研修や令和3年度DV被害者の地域支援者養成講座等、被害者への配慮も含めて学べる研修を受講し被害者への理解を深めている。	実施	有	★★★	今後も積極的に研修を受講し、DV被害者への配慮も含めて理解を深めていく。	性犯罪・配偶者暴力等被害者支援以外にも、要保護児童対策協議会が主催する児童虐待に関する研修や犯罪被害者支援に関する研修等、DV被害者支援に関連する研修を受講。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑭	24	51	保護命令申立て等手続きに関する情報提供をします	DV対策事業	DV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施する。	DV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施する。	DV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施した。具体的な手続きは大阪府の配偶者暴力相談支援センターが支援にあたっている。	実施	有	★★★	引き続きDV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施していく。	引き続きDV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施していくとともに、令和5年度の配偶者暴力相談支援センター設置に向け、本市DV専門相談員が保護命令申立て手続きに関する支援を行う知識、技術を習得するための研修等受講していく。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑭	24	52	場所の秘匿を徹底し、一時保護にあつたの適切な対応をします	DV対策事業	一時保護施設や、相談実施場所など、情報が漏れない様留意している。	被害者に対しての適切な対応	相談場所や一時保護施設の情報を書きとなく、一時保護所への移送を7件実施した。	実施	有	★★★	引き続き、一時保護施設や相談実施場所など、情報が漏れない様留意する。	被害者が安心して一時保護所への避難を行えるようきめ細かな対応をしていく。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑭	25	53	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議」の機能を強化します	東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議	全体会議については総括的事項を、実務担当者会議においては、東大阪地域の具体的事項について討議を実施し、年3回程度会議を開催するもの。	関係機関との積極的な意見交換	大阪府女性相談センターや男女共同参画センター相談室などのDV相談の実情を広く知って頂く機会を提供し、事例検討を行い、積極的な意見交換を実施した。	実施	有	★★	関係機関との積極的な意見交換については、一部機関の意見は積極的に出されたが、その他の機関についても積極的な意見交換が図れるように検討していく。	関係機関にDV被害の実態周知と啓発のために、講師による講義の機会を増やす。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑭	25	54	要保護児童対策地域協議会や子ども見守り相談センターとの連携を強化したDV相談支援体制を充実します	DV対策事業	DV専門相談員が東大阪市要保護児童対策地域協議会構成員として登録し、児童虐待防止の取り組みについて情報交換を行い、子ども見守り相談センター主催の研修等に参加する。	DV被害者支援とともに児童虐待発見時についての対応を学ぶ	DV専門相談員が東大阪市要保護児童対策地域協議会に参加し、子ども見守り相談センター主催の研修も受講した。これ以外にも不定期ではあるが、子ども見守り相談センターとの連携会議を行った。	実施	有	★★★	児童虐待についても専門性を高めていく。	児童虐待発見時についての対応を学ぶために、子ども見守り相談センターや要保護児童対策地域協議会主催の研修、また事例検討会への参加。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑭	25	54	要保護児童対策地域協議会や子ども見守り相談センターとの連携を強化したDV相談支援体制を充実します	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域（中、西、東）会議において、定期的な情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	多文化共生・男女共同参画課と連携を取り、支援が必要な児童について、要保護児童対策地域協議会で支援する。	DVと児童虐待の事例は重複していることが多く、個別事例の相談、緊急受理会議、ケース会議、研修等にて多文化共生・男女共同参画課との連携に努めている。	実施	有	★★	多文化共生・男女共同参画課と子ども見守り相談センターで状況に応じた対応方法や役割分担を協議し、両課で支援を行うことが必要である。	帳票類の工夫や協議を重ねることで連携が円滑にいくよう努める。		子ども相談課
II	5	⑭	25	54	要保護児童対策地域協議会や子ども見守り相談センターとの連携を強化したDV相談支援体制を充実します	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域（中、西、東）会議において、定期的な情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	多文化共生・男女共同参画課と連携を取り、支援が必要な児童について、要保護児童対策地域協議会で支援する。	DVと児童虐待の事例は重複していることが多く、個別事例の相談、緊急受理会議、ケース会議、研修等にて多文化共生・男女共同参画課との連携に努めている。	実施	有	★★	多文化共生・男女共同参画課と子ども見守り相談センターで状況に応じた対応方法や役割分担を協議し、両課で支援を行うことが必要である。	帳票類の工夫や協議を重ねることで連携が円滑にいくよう努める。		地域支援課

基本方針	基本方向	基本施策	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
II	5	⑩	29	61	SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成。研修会の実施。	実施	有	★★★	児童生徒や保護者が見ようと思うリーフレットやポスターを作成する。各中学校区の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援する。	リーフレットやポスターを作成する。研修会を実施する。		人権教育室
II	5	⑩	29	62	デートDVに関する教材の活用など、教職員を対象にしたデートDVに関する研修を実施します	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	人権研修の実施	実施	有	★★★	教育センター等関係各部署と連携し、効果的な研修内容を検討する。	人権研修を実施する。		人権教育室
II	5	⑩	29	62	デートDVに関する教材の活用など、教職員を対象にしたデートDVに関する研修を実施します	教職員研修	市立幼稚園・こども園新規採用者、小・中・高等学校教初任者に対する研修で男女平等教育について研修実施する。	初任者・新規採用者研修にて、男女平等教育について学ぶ際にデートDVについても取り扱う。	実施	有	★★★	デートDVに係る今日的課題を踏まえて、継続して実施する。	初任者・新規採用者研修にて、男女平等教育について学ぶ際にデートDVについても取り扱う。		教育センター
II	5	⑩	29	63	児童生徒を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行います	男女共同参画センター出前講座	男女共同参画センター・イコムによる小、中学校でのデートDV予防・出前講座を実施し、性別による思い込みから暴力につながることを知り、DV防止について考える機会につなげる。	小、中学校でのデートDV予防講座を実施	実施	有	★★★	中学校でデートDV予防講座を実施し、自尊感情を高め相手との対等な関係を築くことをめざし、ジェンダー規範に捉われることから支配関係に繋がることに気づき、主体的に気持ちを伝えることの大切さを知る機会とする。	引き続き市内3校の市立中学校においてデートDV予防・出前講座を実施していく。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑩	29	63	児童生徒を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめ防止啓発ポスター及びのぼりを作成、配付し学校園の取組み等に活用する。	全学校園への配付	実施	有	★★	継続実施	全学校園への送付		学校教育推進室
II	5	⑩	29	63	児童生徒を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成。リーフレットを活用した学習の推進。学習会の実施。	実施	有	★★★	児童生徒が見ようと思うリーフレットやポスターを作成する。学習での活用も想定し、リーフレットの内容を検討する。児童生徒の実態に応じた学習会となるよう計画立案の際、必要に応じて支援する。	リーフレットやポスターを作成する。リーフレットを活用した学習を推進する。学習会を実施する。		人権教育室
II	6	⑩	30	64	児童生徒を対象にしたジェンダーに基づく暴力の防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめ防止啓発ポスター及びのぼりを作成、配付し学校園の取組み等に活用する。	全学校園への配付	実施	有	★★	継続実施	全学校園への送付		学校教育推進室
II	6	⑩	30	64	児童生徒を対象にしたジェンダーに基づく暴力の防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成。リーフレットを活用した学習の推進。学習会の実施。	実施	有	★★★	児童生徒が見ようと思うリーフレットやポスターを作成する。学習での活用も想定し、リーフレットの内容を検討する。児童生徒の実態に応じた学習会となるよう計画立案の際、必要に応じて支援する。	リーフレットやポスターを作成する。リーフレットを活用した学習を推進する。学習会を実施する。		人権教育室
II	6	⑩	30	65	人権侵害を許さないという社会的機運を醸成するために、広報・啓発活動を充実します	男女共同参画啓発事業・市政だより啓発記事・情報紙「HOW」の発行	男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」を作成し市内に配布。市政だよりにてDV特集記事を掲載。男女共同参画センターにて「DVのつどい」を開催した。	あらゆる媒体を対象として、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を実施する	実施	有	★★★	引き続き、情報紙や市政だよりを活用して、積極的に啓発する。	情報紙や市政だよりのDV特集記事の掲載により、啓発を行う。		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	実施名	実施内容の内	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
II	6	⑩	30	65	人権侵害を許さないという社会的機運を醸成するために、広報・啓発活動を充実します	市政日より啓発記事	人権啓発活動に伴う広報及び、子どもの人権標語の掲載	2回/年 市政日より等へ掲載する。	市政日より令和3年5月1日号と6月15日号に市内小学校園の子どもが作った人権標語、11月1日号に「女性の人権ホットライン」強化週刊を掲載。	実施	有	★★★	人権啓発活動に伴う広報を実施し、社会的機運を醸成するよう努める。	引き続き、市内小学校園の子どもが作った人権標語を毎月市政日より等へ掲載する。	人権啓発課
II	6	⑩	30	66	暴力防止のために、あらゆる機会をとらえて学習機会を提供します	男女共同参画研修事業 (出前講座)・市政日より啓発記事など	男女共同参画センター・イコームによる小、中学校でのデートDV予防・出前講座を実施。市政日よりにてDV特集記事を掲載。	小、中学校でのデートDV予防講座を実施	令和3年度は市内3校の市立中学校においてデートDV予防・出前講座を実施した。市政日よりにてDV特集記事を掲載した。	実施	有	★★★	引き続き、3校の市立中学校においてデートDV予防・出前講座を実施していく。	今まで実施してきた中学校とは別の学校でもデートDV予防・出前講座を実施していく。	多文化共生・男女共同参画課
II	6	⑩	30	66	暴力防止のために、あらゆる機会をとらえて学習機会を提供します	障害者虐待防止事業	事業者による障害者への虐待を防止するため、研修会等を開催。	市内の障害福祉サービス事業者向けに虐待防止に関する研修会を開催。年1回	R4.3.14 オンラインと会場参加のハイブリッドで開催。テーマは「権利擁護を考える。障害当事者を知ることから始める」事業所からの参加者総数51名。	実施	有	★★	障害者差別解消法と合わせて、権利擁護についての周知及び理解促進に努める。	事業者向けの権利擁護、虐待防止を目的とする研修会を引き続き開催する。	障害施策推進課
II	6	⑩	31	67	子どもへの暴力に関する情報を収集し、児童虐待防止法などの啓発や充実を図ります	DV家庭児童虐待防止事業	子ども見守り相談センター主催の研修会等に参加し、子どもへの暴力に関する情報を収集。また、協力して児童虐待防止法などの啓発や充実を図る。	要保護児童対策地域協議会の研修会への参加啓発活動への協力	11月の子ども虐待防止月間に開催されたオンラインサロンワークに参加し、児童虐待防止の啓発を行った。	実施	有	★★★	要保護児童対策地域協議会主催の研修会に参加し、11月の子ども虐待防止月間に開催されるオンラインサロンワークに参加し、児童虐待防止の啓発を行っていく。	引き続き、要保護児童対策地域協議会主催の研修会に参加し、11月の子ども虐待防止月間に開催されたオンラインサロンワークに参加していく。	多文化共生・男女共同参画課
II	6	⑩	31	67	子どもへの暴力に関する情報を収集し、児童虐待防止法などの啓発や充実を図ります	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的な情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	令和2年度は、コロナ禍のため啓発活動を自粛したため、令和3年度11月の虐待防止キャンペーンでは、コロナウイルス感染拡大防止に配慮し更なる啓発に努める。また、「たたかない子育て」について、作成したチラシで常時周知を図る。	要保護児童対策地域協議会で各関係機関のネットワーク構築に向けて会議や研修等を行っている。ケース会議や協同対応を通じて、各機関との連携や役割分担をすることで、継続的支援(切れ目のない支援)の意識が強化されつつある。	実施	有	★★	児童虐待の件数は年々増加しており、市の通告窓口としての対応力が求められている。虐待者への警告、または適切なサービスにつなげることで虐待予防に努める。子ども見守り相談センターの周知や啓発チラシを活用し広く周知・啓発に努める。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を活用し、関係機関と情報共有し連携に努める。コロナウイルス感染拡大に配慮しながら子育て講演会や研修会を実施し啓発に努める。「面前DV防止」や「叩かない子育て」などのチラシを活用し常時啓発を図る。	子ども相談課
II	6	⑩	31	67	子どもへの暴力に関する情報を収集し、児童虐待防止法などの啓発や充実を図ります	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的な情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	令和2年度は、コロナ禍のため啓発活動を自粛したため、令和3年度11月の虐待防止キャンペーンでは、コロナウイルス感染拡大防止に配慮し更なる啓発に努める。また、「たたかない子育て」について、作成したチラシで常時周知を図る。	要保護児童対策地域協議会で各関係機関のネットワーク構築に向けて会議や研修等を行っている。ケース会議や協同対応を通じて、各機関との連携や役割分担をすることで、継続的支援(切れ目のない支援)の意識が強化されつつある。	実施	有	★★	児童虐待の件数は年々増加しており、市の通告窓口としての対応力が求められている。虐待者への警告、または適切なサービスにつなげることで虐待予防に努める。子ども見守り相談センターの周知や啓発チラシを活用し広く周知・啓発に努める。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を活用し、関係機関と情報共有し連携に努める。コロナウイルス感染拡大に配慮しながら子育て講演会や研修会を実施し啓発に努める。「面前DV防止」や「叩かない子育て」などのチラシを活用し常時啓発を図る。	地域支援課
II	6	⑩	31	68	基本的人権に基づいた「児童の権利に関する条約」の持つ理念を把握し、子どもの人権を保障することを目的に、啓発冊子の作成や市民講座などを実施します	人権啓発資料発行、人権講演会、市民人権講座	ヒューマンライツカレンダーや冊子等の人権啓発資料の発行及び、人権講演会や市民人権講座の開催	当課発行の人権啓発冊子「ハーモニ」の子どもの人権のページを改訂する。	令和4年2月に子どもの権利条約と子どもアドボカシーを明記する等改訂した人権啓発冊子「ハーモニ」を発行。	実施	有	★★★	「ヒューマンライツカレンダー」や「ハーモニ」に、子どもの人権をテーマにとりあげ続け、適宜内容の見直しを行う。	講演会実施時に「子どもの人権」を取り上げている当課発行の人権啓発冊子「ハーモニ」を配布する。	人権啓発課

基本方針	基本方向	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
II	6	⑩	31	68	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的な情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	児童福祉法の一部改正に伴い、令和2年4月に本庁舎7階に子ども家庭支援拠点を開設。子どもの尊厳を損なう児童虐待から子どもを擁護する取り組みの充実を目指し、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携し適切な支援に努める。子どもが心身ともにすこやかに育成されるよう、啓発活動として子育て講演会を実施。	令和3年11月に児童虐待防止キャンペーンの一環として、子育て講演会を開催し、コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、多くの参加者を募るためWEBを活用しテーマを別にして2回の講演を実施した。「叩かない子育て」や「子ども放置」「面前DV」など状況に合わせた啓発チラシの配布や市民講座などを実施し啓発を行った。	実施	有	★★★	子どもの尊厳を損なう児童虐待から子どもを擁護する取り組みの充実を目指し、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携し適切な支援に努める。子どもが心身ともにすこやかに育成されるよう、啓発活動として子育て講演会や市民講座を実施する。	11月の虐待防止キャンペーンでは、コロナウイルス感染拡大防止に配慮し更なる啓発に努める。また、「叩かない子育て」や「面前DV防止」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。		子ども相談課
II	6	⑩	31	68	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的な情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	児童福祉法の一部改正に伴い、令和2年4月に本庁舎7階に子ども家庭支援拠点を開設。子どもの尊厳を損なう児童虐待から子どもを擁護する取り組みの充実を目指し、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携し適切な支援に努める。子どもが心身ともにすこやかに育成されるよう、啓発活動として子育て講演会を実施。	令和3年11月に児童虐待防止キャンペーンの一環として、子育て講演会を開催し、コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、多くの参加者を募るためWEBを活用しテーマを別にして2回の講演を実施した。「叩かない子育て」や「子ども放置」「面前DV」など状況に合わせた啓発チラシの配布や市民講座などを実施し啓発を行った。	実施	有	★★★	子どもの尊厳を損なう児童虐待から子どもを擁護する取り組みの充実を目指し、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携し適切な支援に努める。子どもが心身ともにすこやかに育成されるよう、啓発活動として子育て講演会や市民講座を実施する。	11月の虐待防止キャンペーンでは、コロナウイルス感染拡大防止に配慮し更なる啓発に努める。また、「叩かない子育て」や「面前DV防止」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。		地域支援課
II	6	⑩	32	69	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を深めます	DV家庭児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会事務局が主催する代表者会議や事例検討会、地区会議に参加し連携を深める。	代表者会議や事例検討会、地区会議に参加する。	令和3年5月に代表者会議、9月と12月に事例検討会、11月に東、中、西の地区会議と研修、令和4年1月の地区会議に参加し、関連機関との連携に努めている。	実施	有	★★★	要保護児童対策地域協議会事務局が主催する代表者会議や事例検討会、地区会議に参加し、連携を深めるとともに、児童虐待についても専門性を高めていく。	令和4年5月に代表者会議、9月と12月に事例検討会、11月に東、中、西の地区会議と研修、令和4年1月の地区会議に参加し、関連機関との連携に努めていく。	多文化共生・男女共同参画課
II	6	⑩	32	69	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を深めます	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的な情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	代表者会議、調整会議、地区会議、実務者会議、個別ケース検討会を実施し、定期的な情報交換、事例検討に取り組む。関係機関との連携に努める。	代表者会議 1回 調整会議 年4回 地区会議 各地区 各年3回 実務者会議 各地区 各月1~2回(年45回) 事例検討会 年2回 個別ケース検討会 353件 11月子ども虐待防止月間キャンペーン 子育て講演会 2回	実施	有	★★★	要保護児童対策地域協議会で各関係機関のネットワークを構築し会議や研修等でスキルアップを図る。ケース会議や協働対応を通じて、各機関との連携に努める。	今後は年々、通告件数が増加、対応件数が増加する現状に対応するため、より一層、実務者のスキルアップを図る必要がある。また児童虐待防止活動については今年度もコロナ禍であるため感染予防に配慮し活動を行う必要がある。	子ども相談課
II	6	⑩	32	69	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を深めます	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的な情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	代表者会議、調整会議、地区会議、実務者会議、個別ケース検討会を実施し、定期的な情報交換、事例検討に取り組む。関係機関との連携に努める。	代表者会議 1回 調整会議 年4回 地区会議 各地区 各年3回 実務者会議 各地区 各月1~2回(年45回) 事例検討会 年2回 個別ケース検討会 353件 11月子ども虐待防止月間キャンペーン 子育て講演会 2回	実施	有	★★★	要保護児童対策地域協議会で各関係機関のネットワークを構築し会議や研修等でスキルアップを図る。ケース会議や協働対応を通じて、各機関との連携に努める。	今後は年々、通告件数が増加、対応件数が増加する現状に対応するため、より一層、実務者のスキルアップを図る必要がある。また児童虐待防止活動については今年度もコロナ禍であるため感染予防に配慮し活動を行う必要がある。	地域支援課

基本方針	基本方向	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
II	6	㉔	33	70	あらゆる暴力をなくすために啓発、学習機会を提供します	男女共同参画センター講座	女性に対する暴力をなくす運動期間中に、男女共同参画センターにて、DVのつどいを開催し、DVの基本的な知識について啓発する。	DVのつどいの開催	実施	有	★★★	国の定める「女性に対する暴力をなくす運動」期間に因み、DVのつどいを、女性や子どもをはじめ、あらゆる暴力のない社会を実現するために、市民の間に運動としての広がりをめざす機会としていく。	DVのつどいにおいて、講演と展示を開催し、女性に対する暴力の防止に関する理解を促進する。		多文化共生・男女共同参画課
II	7	㉔	34	71	男女共同参画の視点に立った「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を推進します	東大阪市ひとり親家庭自立促進計画の推進	令和2年度に策定した第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画において、「生活の支援」「教育の支援」「ひとり親家庭等に対する就労の支援」「経済的支援」を施策の基本方向とし、令和3年度から令和4年度において本計画に関わる事業の実施を推し進めるもの。	令和3年3月に策定した、第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画に基づき、ひとり親家庭の更なる支援に努めたい。	実施	有	★★★	令和5年度より「子どもの未来応援プラン」に「ひとり親家庭自立促進計画」を加え「第2次子どもの未来応援プラン」を策定中であり、社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会において、計画策定の検討などを行い、それらをもとに関係各課や関係機関に働きかけていくことで、本市における子ども及びひとり親家庭の自立支援施策を総合的・計画的に推進することを図る。	引き続き令和3年3月に策定した、第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画に基づき、ひとり親家庭の更なる支援に努めたい。		子ども家庭課
II	7	㉔	34	72	ひとり親家庭等の子どもたちの発想や思いが大切にされるような子ども食堂や学習支援などの居場所づくりを推進します	子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所づくりを実施する地域のボランティアやNPO、事業所等と協働し、意見交換や情報共有を行うネットワークを構築する。また、子どもたちの発想や思いが大切にされるような居場所づくりの支援を行う。 ①東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業 地域の社会福祉法人の協力を得て、市内10施設において小学生を対象とした学習支援を実施。 ②東大阪市食の提供を伴う居場所づくり支援事業 子ども食堂を運営する団体等に対し、安心・安全に資する費用等、事業に要する費用の一部を補助。	①新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年9月より5施設のみでの実施となっていた。再開に向けて実施団体を協議を行うとともに、関係機関、関係部局から対象者への情報提供を行っている。 ②補助団体と協議を行うとともに、東大阪市内の子どもの居場所づくりについての取り組みの輪を広げるために広報活動に取組み、新たに本補助金交付を希望する団体を募集していく。	実施	一	★★★	①関係機関、関係部局から対象者への情報提供を行い、事業への利用登録者は、令和4年3月末時点で64名となっている。新型コロナウイルス感染症の影響により5施設のみでの実施となっていたが、1ヵ所再開でき6ヵ所となり、引き続き実施団体と協議を行うとともに、関係機関、関係部局から対象者への情報提供を行っていき利用登録者の増加を図っていく。 ②令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの居場所としての子ども食堂を中止する団体があった。引き続き補助団体と協議を行うとともに、東大阪市内の子どもの居場所づくりについての取り組みの輪を広げるために広報活動に取組み、新たに本補助金交付を希望する団体を募集していく。	①新型コロナウイルス感染症の影響により5施設のみでの実施となっていたが、1ヵ所再開でき6ヵ所となり、引き続き実施団体と協議を行うとともに、関係機関、関係部局から対象者への情報提供を行っていき利用登録者の増加を図っていく。 ②令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの居場所としての子ども食堂を中止する団体があった。引き続き補助団体と協議を行うとともに、東大阪市内の子どもの居場所づくりについての取り組みの輪を広げるために広報活動に取組み、新たに本補助金交付を希望する団体を募集していく。		子ども家庭課
II	7	㉔	35	73	ひとり親家庭等を対象にキャリア支援を含めたパソコンや簿記など就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を充実します	①情報の周知 ②就活応援窓口事業	①国等の情報の周知を実施 ②就活ファクトリー東大阪において、39歳以下の若者及び女性（年齢不問）を対象とし、キャリアカウンセリングやセミナーを通じて、就労を支援する。	キャリア支援を含めたパソコンや簿記など就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を実施する。	実施	有	★★★	今後も、就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を実施する。	キャリア支援を含めたパソコンなどの就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を実施する。		労働雇用政策室
II	7	㉔	35	73	ひとり親家庭等を対象にキャリア支援を含めたパソコンや簿記など就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を充実します	ひとり親家庭を対象にした講座や助成制度の周知及び就労支援の充実	母子家庭の母または父子家庭の父を対象とした就業支援講習会を開催し、就労につながるような資格の取得を図るとともに、ハローワーク等と連携して就労までの継続した支援を充実させる。	引き続き、就業支援講習会を開催し、就職に役立つ知識・技能の習得や就職に結びつきやすい資格の取得を支援する。また、父子家庭の父の受講が少ないので市政だよりやウェブサイト等で父子家庭の父も対象であることを周知していく。	実施	一	★★	今後も、就業支援講習会を開催し就職に役立つ資格の取得ができるよう支援に努めていく。	引き続き、就業支援講習会を開催し、就職に役立つ知識・技能の習得や就職に結びつきやすい資格の取得を支援する。また、父子家庭の父の受講が少ないため、市政だよりやウェブサイト等で父子家庭の父も対象であることを周知していく。		子ども家庭課
II	7	㉔	35	74	ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられるよう、事業所に対して雇入れを促進するための制度の情報を提供します	①労政ニュースの発行 ②東大阪市トライアル雇用支援金	①月1回、労政ニュースを発行し、事業所あてにファックス送信している。 ②企業が国のトライアル雇用を利用して、ひとり親家庭の母親等を雇用した場合、支援金を支給。	ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられる制度の情報提供。	実施	有	★★	労政ニュースで東大阪市若年者等トライアル雇用支援金を周知していく。	ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられる制度の情報提供を行う。		労働雇用政策室

基本方針	基本方向	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
II	7	⑦	36	75	男女共同参画の視点に立った「東大阪市高齢者保健福祉計画・東大阪市介護保険事業計画」を推進します	東大阪市高齢者保健福祉計画・東大阪市介護保険事業計画策定事業	東大阪市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定事業を策定する。	(R4・5年度で策定。本年度取組み予定なし)	未実施	一	評価なし	市民や事業所等の現状や課題を分析し、令和4年から令和5年にかけて計画を策定する。	性別を問わず高齢者や介護に関わる方へアンケートを実施し報告書にまとめる。		高齢介護課
II	7	⑦	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参画できるよう支援します	①東大阪市シルバー人材センター補助金 ②シニア&マザーズ雇用促進活性化事業(東大阪商工会議所補助事業)	①簡易な就労を通じて高齢者の社会参加や生きがいづくりを行うシルバー人材センターの運営を補助する。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催	就労を通じて高齢者の社会参加を支援する。	実施	有	★★	令和4年度7月より高齢者就業対策事業を開始し、就労を通じて高齢者の社会参加を支援する。	就労を通じて高齢者の社会参加を支援する。		労働雇用政策室
II	7	⑦	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参画できるよう支援します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。	高齢者向け講座の実施 男性のための講座において、「退職後の居場所はどこにある？地域と男性をつなぐコミュニケーション講座」を実施した。	実施	有	★★	コロナ禍で緊急事態宣言発出が予定される時期と重なり当日のキャンセルが多かったが、参加者の満足度は高く次回開催について期待の声もあった。ボランティアや地域活動だけでなく、就労などでも積極的に社会参画できるような講座も展開していく。	広報・周知を工夫し、参加者数の増加をめざす。		多文化共生・男女共同参画課
II	7	⑦	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参画できるよう支援します	地域まちづくり活動助成金	市民が自ら企画・提案・実施する事業に助成金を交付し、地域のまちづくり活動を支援する。	無し	実施	無	★★★	引き続き、高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参画できるように活動を実施した。	無し		地域活動支援室
II	7	⑦	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参画できるよう支援します	シニア地域活動実践塾事業	高齢者が「楽しく集い・学び・語らい・行動する」講座として実施し、この講座で得たものを、身近な地域社会で役立てていただく。 ■対象者：満60歳以上の市民■場所：角田総合老人センター他	参加者の男女比 1:1 男女比率については、ほぼ1:1であり、男女共に参加していただいている。	実施	有	★★★	修了生が活動できる場をさらに広げている。	参加者の男女比 1:1		高齢介護課
II	7	⑦	37	77	高齢者が支援を必要とする状態になったとしても住み慣れた家庭・地域で住み続けられるよう、地域の見守り体制や生活支援サービスを充実します	高齢者実態把握事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象にアンケートを実施して生活実態を把握し、支援が必要な方には相談窓口を紹介し早期に支援につながる取り組みを進めている。またアンケート未返送の方や、回答があってもより詳細な把握が必要と思われる方については訪問調査を実施し、必要に応じて関係相談機関につないでいる。	男女共に支援が必要な高齢者には地域包括支援センター等の相談機関につなぐことができた。	実施	有	★★★	把握率の向上のために、アプローチ方法や訪問回数等の検討が必要である。	男女ともに孤立が心配な高齢者や支援が必要な高齢者を把握し、情報提供や早期の支援につなげるとともに、関係機関との連携の強化に努める。		高齢介護課
II	7	⑦	37	77	高齢者が支援を必要とする状態になったとしても住み慣れた家庭・地域で見守り体制や生活支援サービスを充実します	地域包括支援センターの設置	総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの実施	相談件数:46,000件 相談件数 48,243件 男女の性差に関係なく実施できた。	実施	有	★★★	継続して実施していく。	電話など対面以外の方法も活用して相談対応機能の強化を図る。		地域包括ケア推進課
II	7	⑦	37	78	高齢者福祉・介護関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「支援職が元気になる講座」	支援職を対象とした講座を実施 子育てや介護などの支援職、教員など対人援助の立場にある人を対象として、支援する人と支援を受ける人、双方のエンパワメント支援を目的に、援助者の自尊心を高め、対等な関係を築くスキルを学ぶ講座を実施した。	実施	有	★★	参加者の満足度は高かったものの、定員20名のうち申込13名参加9名となった。事業者へ向けて広報も行ったが、当日参加者が少なかったため、さらに周知を行う。	支援職を対象とした講座を実施、参加者の増加を目指す		多文化共生・男女共同参画課
II	7	⑦	37	78	高齢者福祉・介護関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	事業者指導監査事業	事業所への集団指導時に、人権尊重の観点から、介護の現場でのハラスメント防止に関する啓発を行う。	全事業所に対して集団指導を実施する際に、内容に織り込む。 従来より、啓発を実施してきた。今年度は集団指導の資料として「支援職が元気になる講座」の資料等を添付した。	実施	有	★★★	今後も、事業所への集団指導時に介護現場でのハラスメント防止に関する啓発を行う。	全事業所に対して集団指導を実施する際に、内容に織り込む。		法人・高齢者施設課
II	7	⑦	37	78	高齢者福祉・介護関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	指定居宅サービス事業者等集団指導	毎年介護事業者に対して当該年度における指導及び監査の実施方法、指定等の基準及び介護給付等の算定方法、介護保険制度の改正の内容等の指導を行っている	集団指導時に介護事業者へ男女共同参画の啓発を行う 令和3年6月に実施した集団指導(書面開催)の資料に東大阪市男女共同参画センター・イコムにて令和3年9月22日に開催予定の「支援職が元気になる講座」の案内、申込書の掲載を行った	実施	有	★★★	今後も毎年の集団指導時に介護事業者へ男女共同参画の啓発を行っていく	集団指導時に介護事業者へ男女共同参画の啓発を行う		介護事業者課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
II		7	㊸	38	79	男女共同参画の視点に立った「東大阪市障害福祉計画・東大阪市障害児福祉計画」を推進します	障害者計画の推進	障害のある女性、子ども、高齢者等の複合的な課題や障害特性等に配慮したきめ細かい支援を行うため、障害者福祉計画・障害児福祉計画を推進する。	計画の進捗状況について、毎年度PCDAを行い、自立支援協議会内で事業実績、課題等を報告しながら適宜見直しを行います。	実施	有	★★	次期計画策定に向けて、引き続き課題の整理や検討を進めるためのPCDAを行う。障害のある女性や子どもという観点からも計画の実施状況を見直す。	次年度の計画策定作業に向けて、重点課題の整理等を実施。		障害施策推進課
II		7	㊸	38	80	社会参加への推進や障害者の自立支援に向けた事業を充実します	余暇活動や社会参加の取組みの充実	障害のある人がさまざまな活動を通じて生涯にわたって社会参加と自己実現を図り、文化的な生活を継続していくことができるように、幅広い分野にわたる活動全般について積極的に参加し、活動を主導できるよう支援する。	障害者支援センター（レビラ）で実施している社会参加促進事業（文化・スポーツ教室）への参加人数。 参加人数1,000人 開催数200回	実施	有	★★	障害者の社会参加を推進するため、スポーツや文化活動の機会を増やすとともに、自主的な活動についても支援していく。	市民への理解啓発を目的として、障害の有無に関わらず参加できる文化スポーツイベント等に取り組みとともに、障害当事者が主体となって取り組めるような機会・場に関する情報提供を行う。		障害施策推進課
II		7	㊸	39	81	地域の相談支援のネットワークづくりを支援します	相談支援体制の充実	東大阪市自立支援協議会のケア連絡会において、さまざまな相談支援の地域課題などを抽出し、課題解決に向けた議論を各支援機関と行い、課題の共有や連携を図る。	地域の相談支援体制強化を図るため、基幹相談・委託相談・指定特定等相談支援機関によるネットワーク会議を設置する。 令和3年度実績 相談支援ネットワーク開催3回 目標 各年度3回開催	実施	有	★★★	自立支援協議会内にケア連絡会及び相談支援ネットワークを設置し、地域の身近な相談機関で把握した課題を集約、関係機関での検討につなげる。	相談支援ネットワーク会議を継続し、地域の相談機関同士の連携やスキルアップにつなげる。		障害施策推進課
II		7	㊸	39	82	障害福祉関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「支援職が元気になる講座」	支援職を対象とした講座を実施 子育てや介護などの支援職、教員など対人援助の立場にある人を対象として、支援する人と支援を受ける人、双方のエンパワメント支援を目的に、援助者の自尊心を高め、対等な関係を築くスキルを学ぶ講座を実施した。	実施	有	★★	参加者の満足度は高かったものの、定員20名のうち申込13名参加9名となった。事業者へ向けて広報も行ったが、当日参加者が少なかったため、さらに周知を行う。	ハラスメントに関する講座の実施		多文化共生・男女共同参画課
II		7	㊸	39	82	障害福祉関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	障害者が安心して暮らせるための環境整備（ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶）	事業所への研修時に、ジェンダーに基づく暴力を含む、障害者虐待の防止について、啓発を行う。	全事業所に対して、集団指導を実施する際に、内容に織り込む。新規事業所に向けて、毎月、実施する。	実施	有	★★	感染症予防対策のため現在は書面開催となっているが、事業所側の意見等を把握するために対面での開催を考えている。	全事業所に対して、集団指導を実施する際に内容に織り込む。感染症の状況を鑑みながらではあるが対面での開催を目指す。新規事業所に向けて毎月、実施する。		障害福祉事業者課
II		7	㊸	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	市政だより発行業務 ウェブсай管理運営業務	毎号の市政だよりのうち、行政情報・生活関連情報をA4用紙2枚程度に抜粋し、4か国語（英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語）に翻訳した外国人向けの市政だよりを多文化共生情報プラザに作成してもらっている。 平成24年3月のウェブサイトリニューアルに伴い、自動翻訳システムを導入。多言語（英語・朝鮮語・中国語（2言語））に自動翻訳し情報を発信している（添付ファイルを除く）。	ウェブサイトの翻訳機能を前年度よりも向上させる。 市政だよりにおいては、4ヶ国語に翻訳したものを継続して作成している。 ウェブサイトを、システム再構築に伴い、従前からの4ヶ国語表記にベトナム語を追加したほか、Googleの翻訳機能は133ヶ国の多言語に対応している。 読み上げソフトの導入や、やさしい日本語での情報発信により、アクセシビリティに対応できるよう改善した。	実施	無	★★★	関係各課と調整し、市内の外国籍住民のニーズにあった言語を整備していく必要がある。 ウェブページについても昨年度に引き続き、CMS（コンテンツマネジメントシステム）を活用し、アクセシビリティに配慮しながら積極的に情報を公開していく。閲覧端末の変化にあわせ、PCだけでなくスマートフォンやタブレット端末でも適切に表示されるようシステム改修を行い、閲覧者が情報を得やすいサイト作りを心がけていく。		広報課	
II		7	㊸	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催をしている。【英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語（スペイン語も対応可能） 平日 9:00～17:30】・行政文書等の翻訳、筆耕・語学ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座等	HPや「多文化共生情報プラザだより」にて情報提供を実施する HPの掲載や「多文化共生情報プラザだより」を広く配布することで情報を提供した。 多文化共生情報プラザは、互いの文化を認め合い、共に地域社会を支え発展に寄与し、安定した暮らしが継続して可能となることを目的として、本市全ての住民を対象とした多文化共生に関連する情報の提供及び情報の収集事業、各種相談案内事業を実施している。	実施	有	★★	今後も、東大阪市で生活する上での情報提供、相談事業を多言語で実施するほか、国籍に関わらず男女共同参画の視点をもって全ての住民が交流できる場の提供に努める。	引き続きHPや「多文化共生情報プラザだより」にて情報提供を実施する。		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
II	7	⑨	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	多言語による避難情報発信	災害時緊急情報を多言語で発信します	情報発信する際には多言語にて行う	市で発行しているハザードマップにおいてUniVoiceを利用して多言語対応した。	実施	一	★★★	ハザードマップ等の市民に広く行き渡る媒体を作成する際には、多言語発信を行うよう努める。	ハザードマップ等の市民に広く行き渡る媒体を作成する際には、多言語発信を行うよう努める。		危機管理室
II	7	⑨	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	意思疎通支援事業	手話は言語であるとの認識の下、ろう者が社会生活を送るうえで必要不可欠な情報保障を図るため、手話通訳者の設置・派遣を行う。	手話通訳者派遣事業日実利用件数 914件	コロナ禍で派遣実績が減少した。利用件数 729件	実施	有	★★	コロナ禍で派遣実績は減少しているが、遠隔手話通訳の併用等により、必要な情報保障を図っていく。	設置手話通訳者及び登録派遣通訳者の育成、確保に務める。		障害施策推進課
II	7	⑨	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかる保護者と子どもへの支援を行います	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催をしている。【英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語（スペイン語も対応可能） 平日 9:00～17:30】・行政文書等の翻訳、筆耕 ・語学ボランティア派遣 ・外国人のための1日相談サービス ・多文化理解講座等	多文化共生情報プラザ業務を通じて、外国人の子どもの教育にかかる保護者と子どもを支援する。 (令和3年度実績) 多文化共生情報プラザ相談件数：745件 筆耕翻訳：447件 語学ボランティア派遣：228件	実施	有	★★	教育にかかる通訳支援において、語学ボランティアの確保が課題となっており、関係機関とも連携しながらボランティアの確保に努める。	多文化共生情報プラザ業務を通じて、外国人の子どもの教育にかかる保護者と子どもを支援する。		多文化共生・男女共同参画課	
II	7	⑨	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかる保護者と子どもへの支援を行います	多言語進路ガイダンス 多文化共生フォーラム	多言語進路ガイダンスや多文化共生フォーラムについて周知し、外国人の子どもの教育にかかる保護者と子どもへの支援を行う。	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもが、同じ言語を母語とする他校の子どもと出会ったり、高校生活に関する情報を聞くことにより、進路に展望を持つ。	多言語進路ガイダンスや多文化共生フォーラムに参加。	実施	有	★★	継続実施	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもが、同じ言語を母語とする他校の子どもと出会ったり、高校生活に関する情報を聞くことにより、進路に展望を持つ。		学校教育推進室
II	7	⑨	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかる保護者と子どもへの支援を行います	人権啓発	多言語進路ガイダンスや多文化共生フォーラムについて周知し、外国人の子どもの教育にかかる保護者と子どもへの支援を行う。	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもが、多言語進路ガイダンスや多文化共生フォーラムに参加し、同じ言語を母語とする他校の子どもと出会ったり、高校生活に関する情報を聞くことにより、進路に展望を持つ。	多文化共生フォーラム及び多言語進路ガイダンスへ参加。	実施	有	★★★	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもに対し、多文化共生フォーラム及び多言語進路ガイダンスの案内をはじめとした、教育活動や進路に関する情報提供を行う。	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもが、多言語進路ガイダンスや多文化共生フォーラムに参加し、同じ言語を母語とする他校の子どもと出会ったり、高校の教職員や外国にルーツのある高校生から高校生活に関する情報を聞くことにより、進路に展望を持つことができるよう情報を周知する。		人権教育室
II	7	⑨	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかる保護者と子どもへの支援を行います	就学案内の送付 就学先アンケートの送付	翌年度入学する、東大阪市在住の外国籍児童に対し、就学案内（東大阪市立学校に入学するための申請書）を送付している	外国籍児童生徒の就学状況の捕捉	令和3年10月、就学案内を送付予定。また、就学状況がわからない児童生徒に対し、アンケートを令和3年10月、令和4年1月に送付予定。	実施	有	★★★	令和4年10月、就学案内を送付予定。また、就学状況がわからない児童生徒に対し、アンケートを令和4年10月、令和5年1月に送付予定。	外国籍児童生徒の就学状況の捕捉		学事課
II	7	⑨	40	85	外国人住民の日本語学習やよみかきの支援、生活・文化の相互理解のための講座を開催するとともに、学校教育での特別的教育課程による日本語指導を行います	日本語教室開催業務委託事業	日本語教室開催業務（市内6ヵ所8教室）を特定非営利活動法人東大阪日本語教室に業務委託している。日本語を学ぶことは勿論のこと、暗誦・弁論大会など学習成果の発表の場を設けるとともに、バーベキューパーティなどを通じて学習者とボランティアとの地域交流の場にもなっている。	学習者数 年間のべ300人	多文化共生社会を推進する施策の一環として、日本語が母語でないことにより日常生活に支障をきたしている住民を対象とする日本語教室開催業務を本市の事業と位置づけ、当該団体に事業委託している。教室発足当初は、学習者80名、ボランティア90名の体制でスタートしたが、その後は教室数の拡大等により、学習者・ボランティアともに増加している。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学習者は年間でのべ220名であり、目標を達成できなかった。しかし、学習者のうち女性の数はのべ89名おり、男性、女性にかかわらず、日本語を学びたい住民全てを受け入れ、多文化交流も活発に行われている。	実施	有	★★	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で日本語教室を実施しているが、学習者、ボランティアとも参加率は例年より低い状態が続いている。ボランティアが高齢化しておりボランティアの人材確保も課題である。	学習者数 210人、ボランティア数 220人（年間のべ人数）		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	基本施策	施策の内容	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
II	7	㊸	40	85	外国人住民の日本語学習やよみかきの支援、生活・文化の相互理解のための講座を開催するとともに、学校教育での特別の教育課程による日本語指導を行います	学校園支援協力者の配置	学校教育での特別の教育課程による日本語指導の補助のため、スクールサポーター制度を活用する。	スクールサポーター制度を活用し、学校教育での特別の教育課程による日本語指導の充実を図る。	スクールサポーター制度を活用している。	実施	無	評価なし	スクールサポーターの登録に際し、男女の視点は取り入れていない。	登録希望者は、全員登録する。	スクールサポーターは、雇用ではなく、ボランティアとして活動していただくものなので、男女の視点は今後も取り入れない。	学校教育推進室
II	7	㊸	40	85	外国人住民の日本語学習やよみかきの支援、生活・文化の相互理解のための講座を開催するとともに、学校教育での特別の教育課程による日本語指導を行います	よみかき教室	戦争と貧困、差別と人権抑圧等により読みにくさく生活する生活を長年余儀なくされた人々に対して、識字学習機会の拡充を図ることを目的とする東大阪市よみかき教室事業を実施する。	よみかき教室を開催し、識字学習機会の拡充を図る。	新型コロナウイルス感染症の拡大により6月20日までの教室が中止になったが、6月29日からは、教室を開催している。	実施	有	★★★	性別に関わらず、引き続き読み書きに不自由する方々に対しよみかき教室を開催し、識字学習機会の拡充を図る。	よみかき教室を開催し、識字学習機会の拡充を図る。		社会教育課
II	7	㊸	40	86	男女共同参画の視点に立った「東大阪市外国籍住民施策基本指針」を推進します	東大阪市外国籍住民施策基本指針	国籍や文化、習慣のちがいを認め合い、多様な民族と文化がともに生きる多文化共生社会の実現に向けて、取組みを推進する。	東大阪市外国籍住民施策基本指針に基づく、取組みの推進。	東大阪市外国籍住民施策基本指針に基づき、多文化共生社会の実現に向けた取組みを推進した。	実施	有	★★	東大阪市多文化共生指針に基づく取組みについて、行動計画を策定し、着実な推進を図る。	東大阪市多文化共生指針に基づく、取組みの推進する。		多文化共生・男女共同参画課
II	7	㊸	41	87	多言語での相談体制を充実するとともに相談窓口を周知します	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催をしている。【英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語（スペイン語も対応可能） 平日 9:00～17:30】庁内の行政文書等の翻訳、筆耕・語学ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座 等	年間相談件数 800件	多文化共生情報プラザは、互いの文化を認め合い、共に地域社会を支え発展に寄与し、安定した暮らしが継続して可能となることを目的として、本市全ての住民を対象とした多文化共生に関連する情報の提供及び情報の収集事業、各種相談案内事業を実施している。令和3年度の年間相談件数は745件で、目標には至らなかった。多文化共生情報プラザのポスターやチラシを市の施設に設置するなど、11言語以上の情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として、より多くの住民に周知できるように努めている。	実施	有	★★	引き続き11言語以上の情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として、より多くの住民に利用してもらえるよう周知努める。	年間相談件数 1050件		多文化共生・男女共同参画課
II	7	㊸	42	88	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立の支援に関する相談、就労支援や家計改善支援などを行います	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立の支援に関する相談、就労支援や家計改善支援などを行います	生活困窮者に対する自立支援に加え、外国人やDVの問題への対応を多文化共生情報プラザと連携して支援をしています。	実施	有	★★★	外国人やDVの問題への対応を多文化共生情報プラザと連携して支援をしています。	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立の支援に関する相談、就労支援や家計改善支援などを行います		生活支援課
II	7	㊸	43	89	「8050問題」「介護と育児のダブルケア」「社会的孤立」など、複雑化・多様化した生きづらさやリスクに対応する包括的な支援体制を整えます	断らない包括的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、様々な機関が連携しながら、本人に寄り添い支援する、包括的な相談支援体制を構築する。	整備の方向性を決定	属性を問わない包括的な支援体制の構築に向け、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施することとしており、事業の実施方法等について、関係所属と検討を進めている。	実施	有	★★★	重層的支援体制整備事業を周知し、属性を問わない包括的な支援体制を構築していく。	重層的支援体制整備事業の実施		地域福祉課
II	7	㊸	43	89	「8050問題」「介護と育児のダブルケア」「社会的孤立」など、複雑化・多様化した生きづらさやリスクに対応する包括的な支援体制を整えます	相談支援事業	基幹相談支援センター及び委託相談支援センターを中心に地域の相談支援ネットワークを構築し、複雑・多様化した問題を抱える世帯を支援する。	相談件数 実人員 2,600人 件数 60,000件	相談件数は年々増加傾向にあり、複合的な問題を抱える家庭への支援を多機関連携により実施している。令和3年度相談件数 実人員2,635人 件数58,655件	実施	有	★★★	相談件数の増加や、困難ケースが増え、飽和状態にある。相談体制の強化を図る必要がある。	委託相談の再構築を行い、リージョン担当制から中学校区を基準とした地域割に再編する。事業者の変更等新体制への移行を円滑に進める。		障害施策推進課
II	7	㊸	44	90	育児や介護を安心して行えるよう道路のバリアフリー化を推進します	交通安全施設整備事業	既存の歩道における端部の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等の整備を行います。	事業の実施に伴い、市内所管道路において道路のバリアフリー化を進め、市民誰もが安心安全に移動できる道路環境を整備します。	市内所管道路の段差解消等に取り組み、道路利用者の安全な通行の確保に努めている。	実施	無	★★★	市内道路における歩道端部の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置の取り組みを継続的に実施していく。	市内道路利用者の安全と円滑な利用を促進するため、歩道端部の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に取り組み、誰もが利用し易い道路空間の構築に努める。		道路整備課
II	7	㊸	44	91	防犯カメラや防犯灯の設置など犯罪防止のための地域環境の整備を推進します	防犯灯設置費補助事業	自治会が設置する防犯灯に対して、設置費用の一部補助するもの。	2,130灯（令和3年度予算31,950千円）	実績報告書を受領した。	実施	有	★★★	事業継続予定。	2,130灯（令和4年度予算31,950千円）		公民連携協働室
II	7	㊸	44	91	防犯カメラや防犯灯の設置など犯罪防止のための地域環境の整備を推進します	共同施設設置事業	市内の商店街を訪れる方の安全安心な買い物環境づくりのため、商店街が街路灯や防犯カメラを設置する際に補助金を交付する。	12団体に対し補助金を交付（前年度希望調査による。）	12団体に対し補助金の交付を行った（アーケード補修、LED化、防犯カメラ設置など。）	実施	有	★★★	今後についても安全安心な買い物環境整備を推進するため、引き続き希望のあった団体に対し補助金を交付していく。	6団体に対し補助金を交付（前年度希望調査による）		商業課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
II	7	⑦	44	91	防犯カメラや防犯灯の設置など犯罪防止のための地域環境の整備を推進します	防犯カメラ設置事業	防犯カメラ設置は犯罪検挙や犯罪抑止の観点から治安上効果的なものであり、警察と連携して効果的な設置場所を選定した箇所に防犯カメラを設置していき事業	危機管理室及び各署警察と連携して、効果的な場所に防犯カメラを設置していく。	平成25年度より設置事業を行い、令和3年度までに市内防犯カメラ745台設置完了。今後も治安上効果的な設置場所に防犯カメラを設置していく。	実施	一	★★★	令和4年度は市内防犯カメラを755台設置し、今後も治安上効果的な設置場所に防犯カメラを設置していく。	危機管理室及び各署警察と連携して、効果的な場所に防犯カメラを設置していく。		土木環境課
III	8	⑧	45	92	女性教職員の管理職登用や学校運営への積極的参画を進め、すべての教育活動・校務分掌を男女の教職員が平等に担う体制をつくります	啓発活動	学校ヒアリング等で学校長から状況を把握し、指導助言を通して男女の教職員が平等な体制づくりを支援する。	年3回の校長ヒアリング	6月の学校訪問を実施し、学校長から状況を把握し、指導助言を通して男女の教職員が平等な体制づくりを支援した。10月、1月とヒアリング予定。	実施	有	評価なし	引き続き男女の教職員が平等な学校体制づくりについて指導助言する。	6月に人事担当指導主事による学校訪問。10月、1月と人事に関するヒアリング予定。		教職員課
III	8	⑧	45	93	男女平等教育を進めるための研修や情報交換、交流を行います	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	人権研修の実施	教育センターと連携し、初任者研修において実施。	実施	有	★★★	教育センター等関係各部署と連携し、効果的な研修内容を検討する。	人権研修を実施する。		人権教育室
III	8	⑧	45	93	男女平等教育を進めるための研修や情報交換、交流を行います	教職員研修	市立幼稚園・こども園新規採用者、小・中・高等学校教初任者に対する研修で男女平等教育に関する研修を実施する。	初任者・新規採用者研修で、男女平等教育に関する研修を実施する。	12月に実施の初任者・新規採用者研修に、大阪府男女共同参画推進財団より講師を招聘し、男女平等教育について研修実施した。	実施	有	★★★	男女平等教育を推進するために、今日の課題を踏まえて継続して実施する。	初任者・新規採用者研修で、男女平等教育に関する研修を実施する。		教育センター
III	8	⑧	45	94	子どもたち一人ひとりが性別にとらわれないこと、個性を育むことができるよう、保育士の研修や情報交換等を行います	認可外保育施設 保育従事者研修	認可外保育施設の保育従事者を対象とする研修。保育従事者の質を高め、保育内容の向上及びより良い保育実践の横み上げを目的とする。	3回/年開催	10月、11月及び令和4年3月に開催。	実施	有	★★★	今後も、子どもたちには性別にとらわれず、個性を育むことができるよう、保育従事者に対してより充実した研修内容を準備する。	3回/年開催		施設指導課
III	8	⑧	45	94	子どもたち一人ひとりが性別にとらわれないこと、個性を育むことができるよう、保育士の研修や情報交換等を行います	保育所研修事業	保育の根底に男女平等があり、とりたててそれに焦点をあてた研修ではなく、研修内容に「子どもたち1人ひとりが性別にとらわれないこと、個性を育むことができるよう」な内容を含む研修を実施、および参加する。	研修の実施および参加	大阪保育子育て人権研究会等の研修事業を新型コロナウイルス感染症対策の観点からオンラインで行った。	実施	有	★★★	今後も引き続き大阪保育子育て人権研究会等の研修事業を実施、参加していく。	研修の実施および参加		保育課
III	8	⑧	46	95	男女平等意識の醸成のための啓発資料の充実を図ります	男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」	男女共同参画社会をめざす情報紙HOWの作成・配布。	情報紙HOWの発行	情報紙HOWの作成、発行。 令和3年度テーマ「アンコンシャスバイアス」	実施	有	★★	継続して実施するとともに、ウェブサイトの活用など、広報媒体の工夫も検討する。	情報紙HOWの発行（1回/年）		多文化共生・男女共同参画課
III	8	⑧	46	96	子どもの人権意識の醸成とエンパワーメント支援を進めます	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	人権研修の実施	教育センターと連携し、初任者研修、アドバンス研修において実施。	実施	有	★★★	教育センター等関係各部署と連携し、効果的な研修内容を検討する。	人権研修を実施する。		人権教育室
III	8	⑧	47	97	教職員に対して幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を充実します	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	人権研修の実施	教職員課等の関係各部署と連携し、研修を実施。	実施	有	★★★	教職員課等関係各部署と連携し、効果的な研修内容を検討する。	人権研修を実施する。		人権教育室
III	8	⑧	47	97	教職員に対して幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を充実します	教職員研修	市立幼稚園・こども園、小・中・高等学校教職員に対する経験者研修で服務に関する内容を取り扱う際に、セクシュアル・ハラスメント防止も含めて研修実施する。	各経験者研修の初回で、服務に関する研修を実施し、幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止についても触れる。	4月～5月に実施した各経験者研修初回で、服務に関する研修を実施し、その中でセクシュアル・ハラスメント防止について触れた。	実施	有	★★★	セクシュアル・ハラスメントに係る今日の課題を踏まえて、服務に関する研修の中で継続して実施する。	各経験者研修の初回で、服務に関する研修を実施し、幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止についても触れる。また、管理職研修においてもハラスメント防止研修を実施する。		教育センター
III	8	⑧	47	98	スクール・セクシュアル・ハラスメント相談窓口の充実を図ります	人権啓発	教職員課等の関係各部署と連携して、その充実を図る。	相談窓口の充実	教職員課等の関係各部署と連携することで、取組みを進めている。子どもが相談しやすいよう案内を周知。	実施	有	★★★	教職員課等関係各部署と連携し、子どもが相談しやすい支援の充実に向けた取組みを進める。	子どもが相談できる方法を充実させる。		人権教育室

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
III	8	⑧	48	99	保護者に対する男女共同参画に関する啓発活動を充実します	地域子育て支援センター事業	子育て支援センターにおいて、地域の親子が集まって互いに交流を深めることのできる場を提供する。その中で、男女問わず子育てに関心を持ち、積極的に参加するきっかけとする。また、子育ての悩みや不安の相談に応じたり情報提供をする。	子育て支援情報誌などの発行物において、男性も育児に参加することを意識づけるような表現に努めるとともに、子育て支援センターにおいても、男女が共に子育てにかかわるよう啓発していく。	子育て支援情報誌発行物において男性の育児参加を意識づける表現を行うとともに、子育て支援センター事業において、男性の育児への参加を促すような内容を取り組んだ。例年の土曜日の自由来館では、家族連れでの利用が多いが、コロナ禍で人数制限もあり、父親のみでの利用も多く見られた。職員が仲立ちになりながら、子育てを通して、父親母親の壁を越えた互いの親子の交流が持てるような働きかけを心掛けた。普段母親が子どもと過ごしている遊びの場を父親も利用することで、家庭の中で話題となり、子育ての共感・共有につながっている。(令和3年度はコロナ禍により事業休止)	未実施	一	評価なし	引き続き、情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していくとともに、子育て支援センター業務においても、男性の育児参加を促すような講座等を取り組む。他の支援センターでもプレママプレパパ講座」を企画する。	子育て支援情報誌などの発行物において、男性も育児に参加することを意識づけるような表現につとめるとともに、子育て支援センターにおいても、男女が共に子育てにかかわるよう啓発していく。		施設給付課
III	8	⑧	48	99	保護者に対する男女共同参画に関する啓発活動を充実します	地域子育て支援センター事業	子育て支援センターにおいて、地域の親子が集まって互いに交流を深めることのできる場を提供する。その中で、男女問わず子育てに関心を持ち、積極的に参加するきっかけとする。また、子育ての悩みや不安の相談に応じたり情報提供をする。	子育て支援情報誌などの発行物において、男性も育児に参加することを意識づけるような表現に努めるとともに、子育て支援センターにおいても、男女が共に子育てにかかわるよう啓発していく。	子育て支援情報誌発行物において男性の育児参加を意識づける表現を行うとともに、子育て支援センター事業において、男性の育児への参加を促すような内容を取り組んだ。例年の土曜日の自由来館では、家族連れでの利用が多いが、コロナ禍で人数制限もあり、父親のみでの利用も多く見られた。職員が仲立ちになりながら、子育てを通して、父親母親の壁を越えた互いの親子の交流が持てるような働きかけを心掛けた。普段母親が子どもと過ごしている遊びの場を父親も利用することで、家庭の中で話題となり、子育ての共感・共有につながっている。(令和3年度はコロナ禍により事業休止)	未実施	一	評価なし	引き続き、情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していくとともに、子育て支援センター業務においても、男性の育児参加を促すような講座等を取り組む。他の支援センターでもプレママプレパパ講座」を企画する。	子育て支援情報誌などの発行物において、男性も育児に参加することを意識づけるような表現につとめるとともに、子育て支援センターにおいても、男女が共に子育てにかかわるよう啓発していく。		保育課
III	8	⑧	48	99	保護者に対する男女共同参画に関する啓発活動を充実します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成。研修会の実施。	リーフレットやポスターを作成し配布。全中学校区の保護者を対象とした研修会を各校の計画に基づき実施。	実施	有	★★★	児童生徒や保護者が見ようというリーフレットやポスターを作成する。各中学校区の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援する。	リーフレットやポスターを作成する。研修会を実施する。		人権教育室
III	8	⑧	49	100	「男女共同参画週間」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」など、あらゆる機会をとらえて男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施します	①労政ニュースの発行 ②企業啓発冊子「企業はいま・・・」の発行、配布	①1月1回、労政ニュースを発行し、事業所あてにファックス送信している。 ②企業啓発冊子「企業はいま・・・」を発行し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布する。	男女共同に関する情報を広報、啓発を行う。	1,000冊作成（R2年度予算）し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布。また、Web上でも閲覧できるようにした。	実施	有	★★★	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の発行・配布を通して、今後も男女共同に関する情報の広報、啓発に努める。	男女共同に関する情報を広報、啓発を行う。		労働雇用政策室
III	8	⑧	49	100	「男女共同参画週間」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」など、あらゆる機会をとらえて男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施します	男女共同参画センター主催事業	6月「男女共同参画週間記念のつどい」開催。2月「イコラムフェスタ」を開催。市政だよりにおいて特集記事を掲載（6月：男女共同参画週間、10月：仕事と生活の調和～ワーク・ライフ・バランス～、11月：女性に対する暴力根絶）。	啓発事業におけるアンケートの満足度は80パーセント以上	啓発事業におけるアンケートの満足度は80パーセント以上を達成している。男女共同参画週間記念のつどい：令和3年度78名の来場があり男女共同参画推進の理解と浸透を図る機会となった。イコラムフェスタ：512名の参加があった。市政だよりにより年3回特集記事を掲載した。	実施	有	★★	今後も、あらゆる機会をとらえて男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施していく。	啓発事業におけるアンケートの満足度80パーセント以上		多文化共生・男女共同参画課
III	8	⑧	49	100	「男女共同参画週間」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」など、あらゆる機会をとらえて男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施します	人権啓発講演会	5月憲法週間、7月東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間、12月人権週間の各週間に人権講演会等を開催し開催に伴う広報活動	講演会実施時に「女性の権利」を取り上げている当課発行の人権啓発冊子「ハーモニー」を配布する。	人権尊重のまちづくり強化月間事業、人権週間事業にて、人権啓発冊子「ハーモニー」を配布。	実施	有	★★★	「ヒューマンライツカレンダー」や「ハーモニー」に、女性の権利をテーマにとりあげ続け、適宜内容の見直しを行う。	引き続き、講演会実施時に「女性の権利」を取り上げている当課発行の人権啓発冊子「ハーモニー」を配布する。		人権啓発課
III	8	⑧	49	101	市などの主催する講演会や生涯学習のセミナーなど多様な機会を活用して広報・啓発を行います	国際識字デー・市民のつどい	国際識字デーの日（9/8）に、講演会や演奏会を実施する。識字展では、よみかきに不自由されている方々の日々の学習成果の作品展を開催する。	男女共同参画に関するチラシをイベント時に掲示・配布を行う等、広報・啓発を行う。	開催場所を男女共同参画センター（イコラム）とすることで、男女共同参画に関する資料等を閲覧でき、意識の向上につながるよう努めた。	実施	有	★★★	引き続き、講演会・演奏会、識字展を実施し、幅広い方々に、識字についての広報・啓発を行っていく。	男女共同参画センター（イコラム）でのイベントを通じて、男女共同参画の意識向上や啓発に努める。		社会教育課

基本方針	基本方向	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
III	8	⑨	49	101	市などの主催する講演会や生涯学習のセミナーなど多様な機会を活用して広報・啓発を行います	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。40コマ	アンケートの満足度75パーセント以上	アンケートの満足度75パーセント以上達成。講座内容は、男女共同参画入門から、女性のチャレンジ支援やエンパワメント、男性のための男女共同参画の講座など社会情勢や市民のニーズに応じたものを実施できた。	実施	有	★★	講座の満足度は高かったものの、申込数が定員に達しない講座もあったため、さらなる周知を行う。	アンケートの満足度80パーセント以上	多文化共生・男女共同参画課
III	8	⑨	49	102	あらゆる世代に情報を提供できるように広報媒体を工夫します	男女共同参画啓発事業	市民の男女共同参画への理解を深めることができるよう、男女共同参画に関して啓発を行う。	ウェブサイト、SNSなど多様な媒体を活用し広報する	男女共同参画センター・イコムに関する情報をウェブサイト、SNS等で発信している。また、情報紙HOWを自治会を通じて配布するともに、公共施設にも設置。	実施	有	★★	あらゆる世代に情報が提供できるよう、市政だより、ウェブサイトなど様々な方法での周知を継続する。	ウェブサイト、SNSなど多様な媒体を活用し広報する	多文化共生・男女共同参画課
III	8	⑨	49	102	あらゆる世代に情報を提供できるように広報媒体を工夫します	生涯学習情報誌「まなびにトライ!」の発行	市民の誰もが必要に応じて、いつでも、どこでも自主的に学習に取り組むことができるよう、市主催の生涯学習関連の講座やイベント、図書館イベント、大学の公開講座等の生涯学習情報誌を年2回発行し、市内の主な公共施設に設置する。	市ウェブサイトで見覧可能にする。	市ウェブサイトで公開済。公共施設に設置済。あらゆる世代に情報を提供できたため、目標は達成できた。	実施	有	★★★	あらゆる世代に情報を提供するため、引き続き市ウェブサイトで公開と公共施設に設置する。	あらゆる世代が見やすい情報誌を作成。	社会教育課
III	8	⑨	49	103	男女共同参画に関する市民意識・実態調査を定期的実施します	男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画に関する市民意識調査	市民意識調査を実施し、いかに男女共同参画の意識が市民に浸透しているかを調査する	前回は平成30年度に実施。令和3年度は実施していない。	未実施	一	評価なし	今後も機会あるごとに市民意識調査、市政世論調査を実施していく。	市政世論調査を実施する。	多文化共生・男女共同参画課
III	8	⑨	49	104	男女共同参画に関する国、大阪府などの他自治体、海外の情報、図書、資料を収集し、わかりやすく利用しやすいように提供します	男女共同参画センター情報資料室事業 男女共同参画センター講座	国・大阪府・各地方自治体からの提供資料及び必要に応じて購入した書籍・資料を男女共同参画センター情報資料室で保管するとともに、市民や関係者に閲覧・貸出し、誰もが男女共同参画に関する情報を取得できる環境を整備している。「本を好きになる講座」	年間貸出冊数700冊以上	令和3年度年間貸出冊数647冊。男女共同参画センターにある情報資料室としての特質を考慮し、専門的な書籍なども購入した。また開催しているイベントや講座に関係する書籍や人気ランキング上位を情報資料室に配置するなど、利用しやすい環境づくりに努めた。また、「本を好きになる講座」を実施し、情報資料室の本に興味を持つきっかけを作る。	実施	有	★★	利用しやすい環境づくりに努めながら、イコムに情報資料室がある事を周知できるように広報も行う。	年間貸出冊数800冊以上	多文化共生・男女共同参画課
III	8	⑨	49	105	SDGsロゴマークを活用し、男女共同参画推進のための啓発活動を行います	男女共同参画センター主催事業 男女共同参画センター講座	センター主催のイベントや講座において、ロゴマークを活用し啓発する「SDGsに関するギャラリー展示」	講座の案内チラシ等に掲載する	男女共同参画センター・イコム主催のイベントや講座のチラシ、ポスター等においてロゴマークを活用し啓発活動を行う。令和3年度は、「SDGsに関するギャラリー展示」を行い周知した。	実施	有	★★★	引き続き、ちらし等に掲載するなどマークの活用を行う。	講座の案内チラシ等に掲載する	多文化共生・男女共同参画課
III	8	⑨	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます	男女共同参画啓発事業	全ての媒体で性別による固定観念にとらわれない表現をなくす	当該で所管する広報等において性別による固定観念にとらわれない表現に努める	作成する全ての情報紙、啓発紙、講座のポスター・チラシ等については固定的な性別役割に捉われないよう表現、文言、色等に考慮した。	実施	有	★★	今後も継続する。性別による固定観念にとらわれないための学びになるような講座等の啓発も行う。	当該で所管する広報等において性別による固定観念にとらわれない表現に努める	多文化共生・男女共同参画課
III	8	⑨	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます	消防吏員採用試験に係る募集要項の作成	採用予定人員及び試験内容等に、性別によるものを記載せず、競争試験に平等に臨める表現とする。	競争試験に際して、性別にかかわらず働くことができる職場環境であることを大学・高校等に対し広報するとともに、採用試験説明会やSNS等の広報媒体を通じて男女とも平等に競争試験に臨めることを周知を目指す。	性別にかかわらず働くことができる職場環境であることを大学・高校等に対し広報するとともに、採用試験説明会やSNS等の広報媒体を通じて男女とも平等に競争試験に臨めることを周知できた。	実施	有	★★★	令和4年度以降も同目標達成のための取り組みを継続実施していく。	競争試験に際して、性別にかかわることなく平等に臨むことができるよう広報し、男女ともに受験者数の拡大を目指す。	消防局人事教育課
III	8	⑨	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます	①生涯学習情報誌「まなびにトライ!」及び②おおさかふみんネット「生涯学習中河内ブロックにゅーす」の発行	①市民の誰もが必要に応じて、いつでも、どこでも自主的に学習に取り組むことができるよう、市主催の生涯学習関連の講座やイベント、図書館イベント、大学の公開講座等の生涯学習情報誌を年2回発行し、市内の主な公共施設に設置する。 ②中河内3市の生涯学習情報ニュースを発行する。	性別の固定観念にとらわれない表現の情報誌作成	性別による固定観念にとらわれない表現の情報誌を作成できたため、目標は達成できた。	実施	有	★★★	引き続き性別による固定観念に捉われない表現を活用した情報誌を作成する。 ②「生涯学習中河内ブロックにゅーす」の発行は八尾市・柏原市と今後の方向性について検討していく。	性別の固定観念にとらわれない表現の情報誌作成	社会教育課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
III	8	⑧	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます	研修事業	当課で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現になるよう配慮する。	当課で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現になるよう配慮する。	概ね実施できている。当課で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現に配慮し、作成できている。	実施	有	★★★	当課で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現に配慮し、作成する。	当課で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現になるよう配慮する。		人事課
III	8	⑧	50	107	性別に基づく無意識の思い込みに気づくための講座を実施します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「女性応援セミナー」	無意識の思い込みに気づくための講座の実施	女性応援セミナーで「働く女性のためのコミュニケーション講座～アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を知る」「母と娘の関係を考える講座」を実施した	実施	有	★★★	今後も継続して実施する。	無意識の思い込みに気づくための講座の実施		多文化共生・男女共同参画課
III	8	⑧	51	108	将来の職業生活についてイメージできるように、職場体験学習の推進を図ります	キャリア教育推進事業	職場体験学習の実施。	事前事後指導も含め将来の職業生活についてイメージできる体験学習の推進。	職場体験や職業講話等を実施する。	実施	有	★★	継続実施	事前事後指導も含め将来の職業生活についてイメージできる体験学習の推進。		学校教育推進室
III	8	⑧	51	109	性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導やキャリア教育を実施します【再掲】	キャリア教育推進事業	性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導、キャリア教育、教職員の研修、担当者会議の実施	教職員対象の研修や進路指導担当者会議を通じて性別にとらわれない進路指導、キャリア教育を推進する。	教職員対象のキャリア教育研修を実施、進路指導担当者会議の予定	実施	有	★★	継続実施	教職員対象の研修や進路指導担当者会議を通じて性別にとらわれない進路指導、キャリア教育を推進する。		学校教育推進室
III	8	⑧	51	110	近隣の大学と連携し、女子中・高生が進路の幅を広げるための学習機会を提供します	男女共同参画センター主催事業 男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」 男女共同参画週間記念のつどいにおいて、近隣の大学と連携し、男女共同参画に関するひとことメッセージを募集。	あらゆる機会を利用して若い世代に進路の幅を広げるきっかけを作る場を提供する。	コロナの影響によりオンライン等の学校が多く、連携して事業を行えなかった。各大学や小中高あてに、男女共同参画社会に向けてひとことメッセージを募集して、女性の進路について考える機会とした。	実施	有	★	コロナの影響により、連携して事業を行うことが難しかったが、学習機会の幅を広げる機会となるように実施する。	あらゆる機会を利用して若い世代に進路の幅を広げるきっかけを作る場を提供する。		多文化共生・男女共同参画課
III	8	⑧	51	111	男女共同参画センター・イコームの周知と活用を拡大し、あらゆる世代に向けて男女共同参画の学習機会を提供します	男女共同参画センター主催事業	男女共同参画週間記念のつどい（6月）、イコームフェスタ（2月）を開催し、講座・ギャラリート展示を行う。	あらゆる世代に向けて男女共同参画を学ぶ機会を提供する	つどいやイコームフェスタを開催し、イコームの周知をはかるとともに、登録団体と協働し、男女共同社会の実現のために市民の意識を高める機会とする。また、登録団体同士および登録団体と市民との交流の機会とする。	実施	有	★★	イベントにおいても、若い世代の参加が少ないため、あらゆる世代に興味を持ってもらえるような内容で実施していく。広報においても、SNS等を取り入れ、周知方法にも工夫していく。	あらゆる世代に向けて男女共同参画を学ぶ機会を提供する		多文化共生・男女共同参画課
III	8	⑧	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供する	人を傷つけない、安全で人権に配慮したSNSの使い方を学習する講座を実施した。	実施	有	★★	緊急事態宣言の延長を受け、参加直前のキャンセルが多かったものの、満足度はとても高かったため、継続して周知を行う。	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促す		多文化共生・男女共同参画課
III	8	⑧	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	人権啓発視聴覚教材貸出、市民人権講座	視聴覚教材（ビデオ、DVD）の貸出及び市民人権講座の開催	インターネットと人権をテーマとした市民人権講座を1回開催する。	令和4年3月に「インターネットと人権」をテーマとした市民人権講座を開催。	実施	有	★★★	令和4年4月に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行されたことに伴い、時代に即した啓発を行う。	引き続き、他の人権課題とのバランスをとりながら、インターネットと人権をテーマとした市民人権講座を1回以上開催する。		人権啓発課
III	8	⑧	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	教職員研修の充実	SNSの活用について、適切な判断ができる力の育成を推進します。	教職員間で情報共有や事例検討を行う場を設定する。	教職員間で情報共有や事例検討を行う場を予定している。	実施	有	★★	継続実施	全学校園への送付		学校教育推進室
III	8	⑧	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成。リーフレットを活用した学習の推進。学習会の実施。	リーフレットやポスターを作成し配布。リーフレットを活用した学習の推進を図っている。全中学校区での合同学習会、及びすべての学校で児童・生徒対象の学習会を各校の計画に基づき実施。	実施	有	★★★	児童生徒が見ようと思うリーフレットやポスターを作成する。学習での活用も想定し、リーフレットの内容を検討する。児童生徒の実態に応じた学習会となるよう計画立案の際、必要に応じて支援する。	リーフレットやポスターを作成する。リーフレットを活用した学習を推進する。学習会を実施する。		人権教育室

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
III	8	⑧	52	113	メディア・SNSの特性を理解して、安全で人権に配慮した活用ができるよう啓発します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう!らむカレッジ」	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促す	人を傷つけない、安全で人権に配慮したSNSの使い方を学習する講座を実施した。	実施	有	★★	緊急事態宣言の延長を受け、参加直前のキャンセルが多かったものの、満足度はとても高かったため、継続して周知を行う。	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促す		多文化共生・男女共同参画課
III	8	⑧	52	113	メディア・SNSの特性を理解して、安全で人権に配慮した活用ができるよう啓発します	教職員への啓発・周知	国、府の情報や資料をもとに担当者会議等で啓発・周知します。	国、府の情報や資料をもとに担当者連絡会で情報共有を行い、担当者間で事例検討を行う。	教職員間で情報共有や事例検討を行う場を予定している。	実施	有	★★	継続実施	全学校園への送付		学校教育推進室
III	9	⑨	53	114	男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施するとともに男性の仲間づくりを支援します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「男性のための講座」	男性を対象とした講座を開催	男性が「男らしさ」から解放されることで、自分を振り返り今後の生き方を考え、家庭や地域社会等で生き生きと生活していくことを目的とした講座を実施した。	実施	有	★★	コロナのため、オンライン講座となったが、交流も概ね好評であったため、今後も父親同士の交流ができるような講座を開催する。	男性同士の交流の機会になるような講座を実施		多文化共生・男女共同参画課
III	9	⑨	53	114	男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施するとともに男性の仲間づくりを支援します	男の食と健康講座	食育の一環として、食の基礎知識と調理を習得し、男性の食の自立を目指す。そして、地域で健康づくりを広める仲間づくりを行う。	1回/年×3センターでの実施	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、試食を伴う調理実習は行わず、簡単な調理体験や調理動画の視聴を取り入れた内容に変更し開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業としては中止となり、一部個別対応に切り替えて対応した。	未実施	—	評価なし	本事業の特長である調理実習や試食の再開に向けて部内調整を図っていく。	新型コロナウイルス感染症の流行状況から、現段階では試食を伴う調理実習の再開が難しいが、食の自立を実践的に図るため、調理実習・調理体験を取り入れて実施する。	事業実施に向けて計画していたが、新型コロナウイルス感染症により、事業としては中止したため、評価しない。	健康づくり課
III	9	⑨	53	114	男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施するとともに男性の仲間づくりを支援します	母子保健事業	男性が家事や育児を楽しみつつ積極的に行動できるような講座「みんなでマタニティ教室」を開催している。	講座の広報活動 コロナ禍のため、集団教室の実施は難しいが、時間予約制にして開催を継続する。	妊婦とそのパートナーを対象に妊娠中や産後の過ごし方、主体的に出産を進めるために心身両面からの健康管理について学んでもらっている。また、産後の育児について、父親が積極的に関わることの大切さを講座に盛り込んでいる。ひがしおおさか子育て応援アプリすくすく☆トライにおいても講座の広報活動を行っている。 令和3年4月~令和4年3月 みんなでマタニティ教室15回開催	実施	有	★★★	コロナ禍のため、集団教室の実施が難しく、少人数での対応が必要になっている。	講座の広報活動 コロナ禍のため、集団教室の実施は難しいが、時間予約制にして開催を継続する。		母子保健・感染症課
III	9	⑨	53	115	男性が、家事・育児・介護に参画する重要性を広め、理解を促すための啓発資料を作成し、発信します	市政だより啓発記事(市政だより)	毎年10月1日の市政だより「ワーク・ライフ・バランス」に関する特集記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	市政だより「ワーク・ライフ・バランス」について特集記事を掲載し、男性のみならず広く市民に対して固定的性別役割分担意識の解消をも視野に入れた啓発活動を展開した。	実施	有	★★★	男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスが実現できるように、引き続き市政だよりに限らずあらゆる媒体を利用して広報していく。	1回/年 市政だより等へ掲載		多文化共生・男女共同参画課
III	9	⑨	53	116	男性が抵抗なく悩みを打ち明けることができるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図ります	男女共同参画センター相談事業 男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」	男性相談員による男性のための電話相談	男女共同参画センターでの男性相談の実施	男性相談を実施した。令和3年度相談件数82件	実施	有	★★★	継続して実施。今後も情報紙等を活用し、相談窓口の周知に努める。	男性相談の実施、相談事業の周知を行う。		多文化共生・男女共同参画課
III	9	⑨	53	116	男性が抵抗なく悩みを打ち明けることができるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図ります	窓口における相談事業周知	男性が抵抗なく悩みを打ち明けることができるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図る。	広報活動	妊娠届出時に、第1子で配布を希望する方に対し、父子手帳の配布を行い、男性の育児に関する知識の啓発を行っている。また、育児の相談窓口は保健センターであることを周知している。	実施	有	★★★	男性が相談しやすい相談窓口の整備と、周知が必要。	広報活動		母子保健・感染症課
III	9	⑨	54	117	PTA活動など地域活動への男女共同参画を啓発します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう!らむ塾(地域貢献セミナー)」また、要望に応じて、PTAを対象とした男女共同参画に関する出前講座を実施する	地域活動に参加するきっかけをつくる講座の実施	地域貢献セミナーにおいて、地域に貢献したい女性が、ボランティア活動やPTA活動など地域への貢献活動の選択肢を広げる機会となる講座を実施した。出張講座は実施できなかった。	実施	有	★★★	今後も継続して、講座を実施する。	地域活動に参加するきっかけをつくる講座の実施		多文化共生・男女共同参画課
III	9	⑨	54	118	男性の地域への参加・参画を促進するため、男性のネットワークづくりを支援します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「男性のための講座」	男性のネットワークづくりの支援となる講座を実施	男性のための講座において、子育て世代の男性に向けて、父親同士の情報共有、つながりを持つ機会となる講座を実施。	実施	有	★★	コロナのため、オンライン講座となったが、交流も概ね好評であったため、今後も父親同士の交流ができるような講座を開催する。	男性のネットワークづくりの支援となる講座を実施		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
III	9	㊸	55	119	男女が共に主体的に地域での活動を展開できるように支援するとともに、男女共同参画の視点に立った市民活動団体等との協働を積極的に進めます	自治協議会運営補助事業	自治協議会の運営を補助するもの。	円滑な組織運営をサポートする。	会議運営補助を実施した。	実施	有	★★★	人的なサポートを継続予定。	円滑な組織運営をサポートする。		公民連携協働室
III	9	㊸	55	119	男女が共に主体的に地域での活動を展開できるように支援するとともに、男女共同参画の視点に立った市民活動団体等との協働を積極的に進めます	地域まちづくり活動助成金	市民が自ら企画・提案・実施する事業に助成金を交付し、地域のまちづくり活動を支援する。	無し	スタート部門10団体・チャレンジ部門3団体において、男女がともに主体的に活動を実施した。	実施	無	★★★	引き続き、男女がともに主体的に活動を実施できるよう地域のまちづくり活動を支援していく。	無し		地域活動支援室
III	9	㊸	55	120	男女共同参画センター・イコラームを核として、男女共同参画の視点で活動するグループを支援するとともに、相互の交流とネットワークづくりを進めます	男女共同参画センター主催事業	イコラームフェスタ（2月）を開催し、イコラーム登録団体の舞台発表やワークショップ・ギャラリ展示を行う。	グループ支援の実施	イコラームフェスタにおいて、舞台発表やワークショップ、展示などを通じて、男女共同参画の視点で活動するイコラーム登録団体の活動を広く市民に広報し、また相互の交流、ネットワーク構築の機会とする。／センターの講座を受講修了した方がスムーズにグループ活動を開始できるよう、アドバイスやサポートを実施する。センター主催の講座を修了した人がグループを立ち上げようとする時、サポート体制があることを周知している。今年度はコロナ拡大防止のためイコラームフェスタは実施できなかった。	実施	有	★★★	今後も登録団体と協働しながら、事業を開催し、登録団体同士および団体と市民との交流、学びの機会とする。登録団体の高齢化が課題であるが、活動を広く市民に広報する支援等を行う。	イコラームフェスタなどグループ支援の実施		多文化共生・男女共同参画課
III	9	㊸	56	121	男女双方の視点に配慮した防災・災害復興を進めるため、男女共同参画の視点に立った「地域防災計画」を遂行し、防災や危機管理の各種対応マニュアル等の作成を促進します	各種対応マニュアルの作成・修正	男女共同参画の視点に立った防災や危機管理の各種対応マニュアルの作成を推進します。	地域が主体となった避難所運営マニュアル作成にあたり、男女共同参画の視点を盛り込む。	避難所運営マニュアルの手引きにおいて、女性の参画や女性の視点に立った運営を誘導できるよう男女共同参画の視点を盛り込んでいる。	実施	有	★★★	第1次避難所ごとに地域で避難所を運営するための地域版避難所運営マニュアルの作成を働きかけていく。	届出避難所制度の導入を視野に自主防災組織との議論に備えるべく令和3年度作成した手引きを更にブラッシュアップしていく。		危機管理室
III	9	㊸	56	122	男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うために、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します	防災・災害復興の政策・方針決定	原案作成の過程において、女性の意見を積極的に取り入れる。	男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うため、防災・災害復興の政策・方針の原案作成に女性が参画する。	国土強靱化地域計画、業務継続計画、災害時受援計画、避難所判断マニュアル、寝屋川流域タイムラインの修正・改定において、女性職員が担当となり業務を行った。	実施	有	★★★	本部門は部長職としているため、女性の登用が進んでいないが、事務局では女性の視点に立った政策・方針の原案作成に留意し、これに対して本部門の理解を求めるかたちで今後とも継続していく。	男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うため、防災・災害復興の政策・方針の原案作成に女性が参画する。		危機管理室
III	9	㊸	56	123	地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進します	自主防災訓練	地域の自主防災に男女で取り組めるよう支援します。	男女の区別なく各種講演会や訓練に参加できるように取り組む。	本年度もコロナ禍でもあり、開催回数は例年より少なかったが、各地域や団体を対象に、感染症対策を講じた避難所運営訓練をはじめとした、様々な防災活動に男女の性別に関係なく参加してもらった。	実施	有	★★★	地域での防災訓練や防災講演会を実施していただくように、感染状況を注視しながら地域へ呼びかけして実施していきたい。	引き続き男女の区別なく、各種講演会や防災訓練等に参加できるように取り組む。		危機管理室
III	9	㊸	56	123	地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「防災講座」	女性の視点で防災を考える講座を実施	防災講座において、避難所ってどんなところ？女性の視点で防災を考えようとし、過去の災害時の避難所運営事例を参考に学ぶことができた。	実施	有	★★★	具体的でわかりやすく、飽きさせない工夫を凝らした内容を、もっと多くの方に届けられるよう、防災意識を高められるような講座を企画していく。	女性の視点で防災を考える講座を実施		多文化共生・男女共同参画課
III	10	㊸	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の発行、配布	企業啓発冊子「企業はいま・・・」を発行し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布する。	性的マイノリティの人々へ偏見をなくすよう周知する。	1,000冊作成（R2年度予算）、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布。また、Web上でも閲覧できるようにした。	実施	有	★★★	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の発行・配布を通して、今後も性的マイノリティの人々への偏見をなくすよう周知に努める。	性的マイノリティの人々へ偏見をなくすよう周知する。		労働雇用政策室
III	10	㊸	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」	講座等を含む啓発事業の実施	いこう！らむカレッジにおいて、LGBTと多様性に関する講座を開催し、固定観念や価値観を見つめ直す機会となる講座を実施した。	実施	有	★★★	参加者からは、当事者のことを理解したい、支援したいという思いを持たれた方もおり、今後も市民の気持ちにこたえられるような講座を企画していく。効果的な広報についても検討する。	講座等を含む啓発事業の実施		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	施策名	施策の内容	施策の内容	事業名	事業概要	R3年度目標	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R3進捗度	今後の課題・方向性など	R4年度目標	備考	担当課
III	10	⑤	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	ポスター・チラシの作成、市政だより啓発記事	人権講演会の開催に伴う人権啓発ポスター・チラシの作成、市政だよりへの記事掲載	性的マイノリティに関する啓発の色合い(レインボーカラー)を用いたイラストや啓発文を年1回市政だより等へ掲載する。	実施	有	★★★	性的マイノリティに関する啓発の色合い(レインボーカラー)だけでなく、固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努めていく必要がある。	啓発冊子・人権啓発事業のポスター、チラシに掲載するイラストや文言について、固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努め、啓発文を年1回市政だより等へ掲載する。		人権啓発課
III	10	⑤	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成。リーフレットを活用した学習の推進、学習会の実施。	実施	有	★★★	児童生徒が見ようと思うリーフレットやポスターを作成する。学習での活用も想定し、リーフレットの内容を検討する。児童生徒の実態に応じた学習会となるよう計画立案の際、必要に応じて支援する。	リーフレットやポスターを作成する。リーフレットを活用した学習を推進する。学習会を実施する。		人権教育室
III	10	⑥	57	125	多様な性や家族形態への理解の促進のため講座や研修を行います	研修事業	男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。	男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。	実施	有	★★	人権研修(男女共同参画・ハラスメント防止)を実施する際、研修内容として取り入れることができたとともに、多様な家族形態への理解については、今後時代の変化に応じて柔軟に実施していきたい。	男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。		人事課
III	10	⑥	57	125	多様な性や家族形態への理解の促進のため講座や研修を行います	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう!らむシネマ」	多様な家族形態への理解を促進する講座の実施	実施	有	★★★	毎回定員を上回る関心の高い講座である。本講座の趣旨を理解してもらえるように努め、情報資料室の利用の促進などにもつなげていく。	多様な家族形態への理解を促進する講座の実施		多文化共生・男女共同参画課
III	11	⑥	58	126	外国人住民やその子どもたちと相互理解を深められるように、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図ります	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催をしている。【英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語(スペイン語も対応可能) 平日 9:00~17:30】庁内の行政文書等の翻訳、筆耕・語学ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座等	多文化共生情報プラザ業務を通じて、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図る。	実施	有	★★	引き続き11言語以上の情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として、より多くの住民に利用してもらえるよう周知する。また交流や学習機会提供のための事業内容の充実にも努める。	多文化共生情報プラザ業務を通じて、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図る。		多文化共生・男女共同参画課
III	11	⑥	58	126	外国人住民やその子どもたちと相互理解を深められるように、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図ります	多文化共生社会推進事業	相互の違いを認め合い、お互いの文化を理解することで外国人を含む誰もが暮らしやすい東大阪市の実現に向け、子どもたちが多文化への理解を進め、子どもたちに未来の本市のまちづくりを担う力を育み、多文化共生のまちづくりの参画者を育成する。また、その発表の機会として、多文化共生フェスティバル(仮称)を開催する。	協議会の設立	実施	有	★★★	協議会等での意見をふまえ、東大阪市カラフルコミュニケーションパークの実施に向け計画を進める。東大阪市内の学校における多文化共生教育の推進に向け、小学校への支援を行う。	東大阪市カラフルコミュニケーションパークを実施する。		人権教育室